令 和 5 年

奈良市議会12月定例会 提 出 議 案

奈 良 市

目 次

奈良市報告第	第 5 6 号	市長専決処分の報告について	1
ク	第 5 7 号	市長専決処分の報告について	3
ク	第 5 8 号	市長専決処分の報告について	5
ク 第	第 5 9 号	市長専決処分の報告について	7
ク	第 6 0 号	市長専決処分の報告について	9
ク	第 6 1 号	市長専決処分の報告について	11
ク	第 6 2 号	市長専決処分の報告について	13
ク	第 6 3 号	市長専決処分の報告について	15
奈良市議案第	第121号	令和5年度奈良市一般会計補正予算(第5号)	17
ク	第122号	令和5年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第	
		3号)	23
ク	第123号	令和5年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算	
		(第1号)	25
ク	第124号	令和5年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算(
		第1号)	27
ク	第125号	令和5年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)	87
ク	第126号	奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条	
		例の制定について	96
<i>y</i>	第127号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正	
		について	102
<i>y</i>	第128号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一	
		般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	
		の一部改正について	104
<i>y</i>	第129号	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する	
		条例の一部改正について	112
ル 第	第130号	災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正につい	
		T	118
クの第	第131号	奈良市手数料条例の一部改正について	119

ブ,	奈良市議第	案第132号	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正	
			について	122
	"	第133号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について	124
	"	第134号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について	129
	"	第135号	奈良市体育施設条例の一部改正について	130
	"	第136号	奈良市自転車駐車場条例の一部改正について	133
	"	第137号	奈良市営住宅条例等の一部改正について	134
	"	第138号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ	
			V17	136
	"	第139号	財産の処分について	137
	"	第140号	工事請負契約の締結について	138
	"	第141号	工事請負契約の締結について	144
	"	第142号	公の施設の指定管理者の指定について	148
	"	第143号	公の施設の指定管理者の指定について	149
	"	第144号	公の施設の指定管理者の指定について	150
	"	第145号	公の施設の指定管理者の指定について	151
	"	第146号	公の施設の指定管理者の指定について	152
	"	第147号	公の施設の指定管理者の指定について	153
	"	第148号	公の施設の指定管理者の指定について	154
	"	第149号	公の施設の指定管理者の指定について	155
	"	第150号	公の施設の指定管理者の指定について	156
	"	第151号	公の施設の指定管理者の指定について	157
	"	第152号	公の施設の指定管理者の指定について	158
	"	第153号	公の施設の指定管理者の指定について	159
	"	第154号	公の施設の指定管理者の指定について	160
	"	第155号	公の施設の指定管理者の指定について	161
	"	第156号	公の施設の指定管理者の指定について	162
	"	第157号	公の施設の指定管理者の指定について	163
	"	第158号	公の施設の指定管理者の指定について	164
	"	第159号	公の施設の指定管理者の指定について	165

奈良市議	案第160号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第161号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第162号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第163号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第164号	公の施設の指定管理者の指定について 170
"	第165号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第166号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第167号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第168号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第169号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第170号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第171号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第172号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第173号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第174号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第175号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第176号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第177号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第178号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第179号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第180号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第181号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第182号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第183号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第184号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第185号	公の施設の指定管理者の指定について
"	第186号	南山城村道路線認定に伴う承諾について

奈良市報告第56号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和5年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年7月18日午前9時30分頃、奈良市朱雀五丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の収集車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 87,550円

奈良市報告第57号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和5年10月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年8月10日午後4時10分頃、奈良市登大路町地内において発生した、市道の 穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤが損傷した事故について、和解に より次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 67,760円

奈良市報告第58号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和5年10月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年5月25日午後2時50分頃、奈良市六条一丁目地内において発生した、本市の公用車がアパート駐車場の照明に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 81,400円

奈良市報告第59号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和5年10月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年9月21日午後4時20分頃、奈良市八条五丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 208,802円

奈良市報告第60号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和5年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年5月15日午後1時32分頃、奈良市中町地内において発生した、本市の公用車が相手方の自転車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 904,829円

奈良市報告第61号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和5年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年8月15日午前1時頃、奈良市中山町西二丁目地内において発生した、奈良市 とみの里地域ふれあい会館敷地内からの倒木により、隣接するマンションのフェンスを破 損させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 198,880円

奈良市報告第62号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和5年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年9月17日午後3時頃、奈良市八条五丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 7,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和5年11月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年7月25日午後0時10分頃、奈良市秋篠三和町一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 364,400円

令和5年度奈良市一般会計 補正予算(第5号)

令和5年度奈良市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,478,625千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,245,909千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
12. 地 方 交 付 税		19,280,000	千円 271,463	19,551,463	
	1. 地方交付税	19,280,000	271,463	19,551,463	
16. 国庫支出金		34,037,625	553,151	34,590,776	
	1. 国庫負担金	21,825,512	253,000	22,078,512	
	2. 国庫補助金	3,611,241	143,781	3,755,022	
	4. 国庫交付金	8,453,499	156,370	8,609,869	
17. 県 支 出 金		10,487,764	92,404	10,580,168	
	2. 県 補 助 金	1,877,222	92,404	1,969,626	
19. 寄 附 金		806,440	350,000	1,156,440	
	1. 寄 附 金	806,440	350,000	1,156,440	
21. 繰 越 金		1,593,425	93,407	1,686,832	
	1. 繰 越 金	1,593,425	93,407	1,686,832	
23. 市 債		15,375,100	118,200	15,493,300	
	1. 市 債	15,375,100	118,200	15,493,300	
歳入	合 計	155,767,284	1,478,625	157,245,909	

歳出

	款		項				補正前の額	補 正 額	計
1. 議	会	費					661,939	2,180	664,119
			1.	議	会	費	661,939	2,180	664,119
2. 総	務	費					17,525,601	579,409	18,105,010
			1.	総	務管理	費	11,787,637	261,581	12,049,218
			3.	徴	税	費	1,544,556	249,015	1,793,571
			4.	戸基	籍 住 本 台 帳	民費	1,116,886	66,998	1,183,884
			5.	選	挙	費	216,919	1,350	218,269

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6. 統計調查費	31,290	△ 2,897	28,393
	7. 監査委員費	58,661	3,362	62,023
3. 民 生 費		70,399,513	666,792	71,066,305
	1. 社会福祉費	33,174,554	42,362	33,216,916
	2. 児童福祉費	24,055,813	355,280	24,411,093
	3. 生活保護費	12,972,977	274,850	13,247,827
	4. 国民年金事務費	196,169	△ 5,700	190,469
4. 衛 生 費		14,665,725	△ 1,100	14,664,625
	1. 保健衛生費	6,606,626	△ 3,275	6,603,351
	2. 保健所費	1,640,304	△ 90,220	1,550,084
	3. 清 掃 費	6,266,969	92,395	6,359,364
5. 労 働 費		125,910	470	126,380
	1. 労働諸費	125,910	470	126,380
6. 農林水産業費		800,303	369	800,672
	1. 農 林 費	800,303	369	800,672
7. 商 工 費		813,143	△ 4,096	809,047
	1. 商 工 費	813,143	△ 4,096	809,047
8. 観 光 費		1,071,096	415	1,071,511
	1. 観 光 費	1,071,096	415	1,071,511
9. 土 木 費		11,300,076	297,382	11,597,458
	1. 土木管理費	153,265	△ 234	153,031
	2. 道路橋梁費	3,693,075	198,491	3,891,566
	3. 河 川 費	301,477	9,065	310,542
	4. 都市計画費	5,354,845	92,010	5,446,855
	6. 住 宅 費	524,664	△ 1,950	522,714

	款		項				補正前の額	補 正 額	計	
10. 消	防	費				4,262,127	△ 6,2 7 5	4,255,852		
			1. i	肖	方	費	4,262,127	△ 6,275	4,255,852	
11. 教	育	費					15,742,067	△ 56,921	15,685,146	
			1. 書	改 育 糸	窓 務	費	5,258,818	△ 25,500	5,233,318	
			2. /	卜 学	校	費	3,062,697	6,260	3,068,957	
			3. =	户 学	校	費	1,130,140	△ 10,608	1,119,532	
			4. 7	事 等 与	学 校	費	975,905	△ 26,441	949,464	
			5. ½	力 稚	遠	費	767,355	△ 62,150	705,205	
			7. 1	呆 健 乍	本 育	費	2,852,619	61,518	2,914,137	
	歳	出	合	計			155,767,284	1,478,625	157,245,909	

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

	事	項		期	間	限	度	額
人	事給与シス	テム改修経	費		年度から 年度まで			3,900
人	材管理シス	テム導入経り	費		年度から 年度まで			94,700
太可			入託		年度から 年度まで			12,000
脱策	炭 素 先 <i>後</i> 定 業		画託		年度から 年度まで			20,000
総	合税シスプ	テム改修経り	費		年度から 年度まで			54,000
後受	期 高 齢 ā 診 券 印		査費		年度から 年度まで			2,300
学	習支援	業務委	託		年度から 年度まで			13,000
ガ 改	ス 冷 却 塔 修		ト 事		年度から 年度まで			120,000
道	路橋梁維	持補修経	費		年度から 年度まで			50,000
А	I 学習ドリ	リル導入経り	費		年度から 年度まで			490,000

事	項	期	間	限	度	額
プログラミ 教 材 導	ング学習入経費		年度から 年度まで			20,400
小 学 校 教 科 用 l 購 入	図書・指導書 経 費		年度から 年度まで			112,840
指 定 管 理 者 にならまちセンターの			年度から 年度まで	協定に基づき 間中における		
指定管理者による奈良市写真美術館の	管理に要する経費	令和10	年度から 年度まで	協定に基づき 間中における	管理に	要する額
指定管理者による管理に要	する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
	こ要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者による地域ふれあい会館の	管理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度まで	間中における	管理に	要する額
指定管理者による気	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者による地域ふれあい会館の	管理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者による気	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管	理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者による地域ふれあい会館の	管理に要する経費	令和10	年度から年度まで	協定に基づき間中における	管理に	要する額
指定管理者によるふれあい会館の管			年度から 年度まで	協定に基づき 間中における		

事	項	期	間	限	度	額
1	る奈良市佐保地域 管理に要する経費	令和6年 令和10年		協定に基づいます。間中における		,
指定管理者による ふれあい会館の管	る奈良市伏見地域 管理に要する経費	令和6年 令和10年		協定に基づいます。間中における		,
指定管理者による ふれあい会館の管		令和6年 令和10年		協定に基づいます。間中における		
指定管理者による の 管 理 に 要	なら100年会館 要 す る 経 費	令和 6 年 令和 8 年		協定に基づいます。間中における		
指定管理者による 市民ホールの管		令和6年 令和10年		協定に基づいまける。間中における		,
指定管理者によの 管 理 に 男		令和6年 令和8年		協定に基づき間中における		
指定管理者による 市民文化ホールの		令和6年 令和10年		協定に基づき 間中における		,
指定管理者による奈17施設の管理	良市緑ヶ丘球場ほか 里に 要 する 経 費	令和6年 令和8年		協定に基づき 間中における		
指定管理者による 活動センターの管		令和6年 令和10年		協定に基づい間中における		
指 定 管 理 者 に 西部会館駐車場の	よる 奈 良 市 営 管理に要する経費	令和6年 令和8年		協定に基づき 間中における		,
指定管理者による奈良で23施設の管理	市生涯学習センターほか 里に要する経費	令和6年 令和10年		協定に基づき 間中における		,
指定管理者によキャンプフィールド	る 奈 良 市 黒 髪 山 の管理に要する経費	令和6年 令和10年	/2011	協定に基づい 間中における		

第3表 地方債補正

1. 変更分

	起	債 O	\	ή⁄η			限	B	吏	額	
	JEL .	債 0)目	的		補	正	前	補	正	後
道		路	事		業		1,8	60,700		1,9	33,900
都	市	計	画	事	業		2,0	81,400		2,1	26,400
		言	t				15,3	75,100		15,49	93,300

令和5年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算(第3号)

令和5年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところに よる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,799千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ37,348,441千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	≣†
6. 繰 越 金		千円 11,642	16,799	28,441
	1. 繰 越 金	11,642	16,799	28,441
歳入	合 計	37,331,642	16,799	37,348,441

歳 出

		款				項	補正前の額	補 正 額	計
7.	諸	支	出	金			千円 42,949	16,799	59,748
					1. 遏		42,449	16,799	59,248
	方	表	出		合	計	37,331,642	16,799	37,348,441

令和5年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款・項のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳出予算補正

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 西大寺駅南		千円	千円	千円
地区土地区画整理事業費		103,841	△ 50,341	53,500
	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	103,841	△ 50,341	53,500
2. J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費		682,059	50,341	732,400
	1. J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	682,059	50,341	732,400
歳 出	合 計	1,365,000	_	1,365,000

令和5年度奈良市後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)

令和5年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の廃止は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 債務負担行為補正

1. 廃止分

<u> </u>		項	期	間	限	度	額
後期高齢	者健康診査受診	· 券印刷等経費	令和 5 ² 令和 6 ³	年度から年度まで			千円 2,300

1. 一般会計 (1)一般会計歲入歲出補正予算事項別明細書 (第5号)

1. 総括

横正前の額	(単位:千円)	111111	19, 551, 463	34, 590, 776	10, 580, 168	1, 156, 440	1, 686, 832	15, 493, 300	157, 245, 909
編正前の)	-	補正額	271, 463	553, 151	92, 404	350,000	93, 407	118, 200	1, 478, 625
	-	補正前の額	19, 280, 000	34, 037, 625	10, 487, 764	806, 440	1, 593, 425	15, 375, 100	155, 767, 284
		款							∀ □

(歳 出)							(単位:千円)
				*	補正額の	財源内訳	
模	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111	椞	定財	源	1
				国県支出金	地方債	その角	一枝牙碗
1 議会費	661, 939	2, 180	664, 119				2, 180
2 総務費	17, 525, 601	579, 409	18, 105, 010	140, 448			438, 961
3 民生費	70, 399, 513	666, 792	71, 066, 305	348, 737			318, 055
4 衛生費	14, 665, 725	$\triangle 1, 100$	14, 664, 625				$\triangle 1,100$
5 労働費	125, 910	470	126, 380				470
6 農林水産業費	800, 303	369	800, 672				369
7 商工費	813, 143	∆4, 096	809, 047				$\triangle 4,096$
8 観光費	1, 071, 096	415	1, 071, 511				415
9 土木費	11, 300, 076	297, 382	11, 597, 458	98, 370	118, 200		80,812
10 消防費	4, 262, 127	$\triangle 6,275$	4, 255, 852				$\triangle 6,275$
11 教育費	15, 742, 067	$\triangle 56,921$	15, 685, 146	58,000			△114, 921
歳 出 合 計	155, 767, 284	1, 478, 625	157, 245, 909	645, 555	118, 200		714,870
						地方交付税	271, 463
					一般財源内訳人	寄附金	350,000
						繰越金	93, 407

2. 歲入 第12款 地方交付税

第1項

地方交付税

(単位:千円)	自			
		·	普通交付税	
	4	金額	271, 463 普3	
77		水	1 地方交付税	
	- <u>1</u>		19, 551, 463	19, 551, 463
	補正額		271, 463	271, 463
	補正前の額		19, 280, 000	19, 280, 000
	Ш		1 地方交付税	1 1111111

第12款 地方交付税

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位:千円)					
)	臣	FA			
	\(\frac{1}{2}\)	٦٣.	児童入所施設措置費等国庫負担金	医療扶助費負担金	
		金額	28,000	225,000	
	節	区分	5 児童措置費負 担金	8 扶助費負担金	
	1111	ш	20, 220, 038		22, 078, 512
	2年1二岁日	柵正領	253, 000		253,000
	据 二 語 の を	備正別の強	19, 967, 038		21, 825, 512
	П	П	1 民生費国庫負担金		11111

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位:千円)					2, 448 46, 000						
	H	E.									
	\ 	_በ ንĽ	デジタル基盤改革支援補助金	デジタル基盤改革支援補助金	社会保障・税番号制度補助金 デジタル基盤改革支援補助金	障害者総合支援事業費補助金					
		金額	37,000	55, 000	48, 448	3, 333					
	節	区分	1 情報管理費補 助金	4 賦課徵収費補 助金	5 戸籍住民基本 台帳費補助金	2 障害者福祉費補助金					
•	-1	п	786, 148			1,603,580	3, 755, 022				
•	3年1二次百	佣工负	140, 448			3, 333	143, 781				
,	地工 部 の 婚	価上別の強	645, 700			1,600,247					
	Ш	П	1 総務費国庫補助金			2 民生費国庫補助金	1111111				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位:千円)			新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	地方創生整備推進交付金	社会資本整備総合交付金	
		金額	58, 000	43, 370	25,000	
	節	区分	1 一般管理費国 庫交付金	5 道路橋梁新設 改良費交付金	7 街路事業費交付金	
	-1 1111	п	2, 951, 262	744, 075		8, 609, 869
	2年1二岁日	佣工领	58, 000	98, 370		156, 370
	据 二 岩 〇 辉	焦止別で強	2, 893, 262	645, 705		8, 453, 499
	П	ш	1 総務費国庫交付金	7 土木費国庫交付金		1 1111111

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位:千円)	出出		老人福祉施設等施設整備費補助金	子ども医療助成事業費補助金	ひとり親家庭等医療助成事業費補助金	
		金 額	2,762 老	79, 991 子。	9, 651	
	節	区分	4 高齢者福祉施 設整備事業費 補助金	5 児童福祉総務 費補助金	7 母子福祉費補助金	
	1111	Ī	1, 732, 051			1, 969, 626
٠	北京加	備正領	92, 404			92, 404
	第二	備正則の後	1, 639, 647			1,877,222
	П	П	2 民生費県補助金			1

第17款 県支出金

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位:千円)	1			
	7 <u>1</u> 2		350,000 心のふるさと応援寄附金	
		金 額	350,000 心の350,000	
		K K	1 の が の を を の の の の の の の の の の の の の	
	111111111111111111111111111111111111111	-	1,000,000	1, 156, 440
	補正額		350,000	350,000
	補正前の額		650, 000	806, 440
	ш	1	1 一般寄附金	1

第19款 寄附金

繰越金
1款
第2

繰越金

第1項

(単位:千円)		7.A		
	\(\frac{1}{2}\)	пЛС	· 一般	
		金額	93, 407	
	節	区分	T	
	1111	ш	1, 686, 832	1, 686, 832
١	大击 7.1. 为百	佣工组	93, 407	93, 407
	地方部分	作工に引くが	1, 593, 425	1, 593, 425
	П	П	1 繰起会	1111111

第21款 繰越金

第23款 市債

第1項 市債

(単位:千円)					
<u>(a)</u>	田				
	ZEC DIED	T.A.	道路橋梁新設改良事業債	街路專業債	
		金額	73, 200	45, 000	
		区 公	1 道路事業債	3 都市計画事業	
	111111111111111111111111111111111111111	-	4, 223, 500		15, 493, 300
-	補正額		118, 200		118, 200
	補下前の額		4, 105, 300		15, 375, 100
		I	7 土木債		1111111

第23款 市債

3. 蕨 出 第1款 議会費

第1項 議会費

											Ι	7
(単位:千円)		田										
		克	職員給与費等									
ľ		夠	1,300	430	450							
		④										
W.		尔		赤								
		<u> × </u>	給料	職員手当等	共済費							
			2	3	4							
	6		2, 180								2, 180	
1	落百	K 内										
		対対対	一般財源								特定財源 一般財源	
		111111111111111111111111111111111111111	664, 119								664, 119	
		州 正額	2, 180								2, 180	
		補正前の額	661, 939								661, 939	
		ш	1 議会費								111111111111111111111111111111111111111	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
L												

第2款 総務費

第1項 総務管理費

										(単位:千円)
				ŀ	6)			
ш	補正前の額	補正額	1	また		M	尔	金額	监	明
1 一般管理費	6, 095, 172	$\triangle 93,629$	6,001,543	一般財源	△93, 629	2 給料	ाते. स्को	$\triangle 58,550$	職員給与費等	△95, 259
						3 職員	職員手当等	$\triangle 25,478$	人爭官理腔質	1, 030
					7	4 共	共済費	△11, 231		
					1	12 委請	委託料	1,630		
12 情報管理費	944, 878	37,000	981, 878	特定財源	37,000	12 委員	委託料	37,000	情報化推進事業経費	
				(内訳) 国庫支出金	37,000					
18 庁舎等施設整 (#書業 #	968, 543	1,210	969, 753	一般財源	1,210	2 給料	क्री	100	職員給与費等	
二十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三						3 職員	職員手当等	860		
					7	4 共	共済費	250		
21 心のふるさと 応援基金費	651, 000	317, 000	968, 000	一般財源	317, 000	24 積5	積立金	317, 000	心のふるさと応援基金経費	
11111111	11, 787, 637	261, 581	12, 049, 218	特定財源一般財産	37,000					
第2款 総務費				/4××1/4/	777, 001					

総務費
藃
$_{\rm Cl}$
無

第3項 徴税費

(単位:十円)			29, 300	164, 715									
70) (市)		説明	職員給与費等システルの地の車	いいふる さと心抜奇叫に埋除賞						賦課事務経費			
		金額	15, 500	8, 800	5,000	9, 260	1, 263	40,925	113, 267	55,000			
	飾	Ж Ж	給料	職員手当等	共済費	報償費) 需用費	1 役務費	2 委託料	2 委託料			
-		()	194, 015 2	n	4	2	10	111	12	55,000 12	55, 000	55,000 194,015	
	1	田 河 河 日 日	一般財源							特定財源	(内訳) 国庫支出金	特定財源 一般財源	
		111111111111111111111111111111111111111	1, 057, 489							736, 082		1, 793, 571	
•		補正額	194, 015							55,000		249, 015	
		補正前の額	863, 474							681, 082		1, 544, 556	
		Ш	1 税務総務費							2 賦課徴収費		11/1E	第2款 総務費

総務費
蒸
\mathcal{O}
無

戸籍住民基本台帳費

第4項

3, 550 63, 448 (単位:千円) 温 職員給与費等 戸籍住民基本台帳事務経費 點 3,450 100 63, 448 額 金 部 職員手当等 尔 共済費 委託料 \times 12 48, 448 48, 448 48, 448 18, 550 18,550の訳 額內 (内訳) 国庫支出金 正源 一般財源 特定財源 一般財源 特定財源 輔財 1, 183, 884 1, 183, 884 66, 998 66, 998 補正額 1, 116, 886 1, 116, 886 補正前の額 戸籍住民基本 台帳費 総務費 Ш 11111111 第2款

(単位:千円)		明							
		监	職員給与費等						
		金額	200	550	300				
	節	X &	2 給料	3 職員手当等	4 共済費				-
選挙費	Ħ	数内の説	1,350					1,350	
第5項選		(本) (注) (注)	一般財源					特定財源 一般財源	
		11110	61, 269					218, 269	
		補正額	1,350					1, 350	-
		補正前の額	59, 919					216, 919	-
第2款 総務費		ш	1 選挙管理委員	И Ж				1HIL	第2款 総務費

(単位:千円)		田			
		説	職員給与費等		
		金額	$\triangle 1,700$	\triangle 1, 197	
	節	X A	給料	職員手当等	
第6項 統計調查費	1	開に独ります。	一般財源 △2,897 2	ю -	:定財源 0 般財源 △2,897
₹1m/		111111111111111111111111111111111111111	12, 065		28,393 特定財源 一般財源
		補正額	$\triangle 2,897$		△2, 897
]		補正前の額	14, 962		31, 290
第2款 総務費		ш	1 統計調査総務		11111111

	(単位:千円)		田					
				職員給与費等				
			金額	2,000	962	400		
		節	X X	給料	職員手当等	共済費		
監査委員費			KΕ	3,362 2	с С	4	3, 362	
第7項 監			対対対	一般財源			特定財源 一般財源	
			-1- 11111111	62, 023			62, 023	
			補正額	3, 362			3, 362	
长			補正前の額	58, 661			58, 661	
第2款 総務費			ш	1 監査委員費			1	第9款 総務書

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

									(単位:千円)	(F)
				 	6)			
	補正前の額	補正額	#12	居 居 第 五 五		1-4	K K	金額	照	
社会福祉総務	2, 915, 725	48,600	2, 964, 325	一般財源	48, 600	2	給料	32, 500		950
						3	職員手当等	6,700		000
					7	4 J	共済費	7,750		
						12 3	委託料	1,650		
障害者福祉費	14, 867, 670	2,000	14, 872, 670	特定財源	3, 333	18	負担金補助及	5,000	障害者支援施設等感染拡大防止経費	
				(内訳) 国庫支出金	3, 333	5	送 ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス			
				一般財源	1,667					
人権文化セン	102, 776	△14, 000	88, 776	一般財源	△14,000 2	2	給料	\triangle 7, 500	職員給与費等	
						3	職員手当等	△4, 100		
					7	4 4	共済費	$\triangle 2,400$		
高齢者福祉施 stw 性 重 等 患	30, 200	2, 762	33, 262	特定財源	2, 762	18	負担金補助及	2,762	老人福祉施設等整備費補助事業	
ıı				(内訳) 県支出金	2,762	J	大 で 大 に に に に に に に に に に に に に			
	33, 174, 554	42, 362	33, 216, 916	特定財源 一般財源	6, 095 36, 267					
民生費		-								1

民生費 第3款

第2項 児童福祉費

(単位:千円)		明	58,614	177,700				40,000	16, 000								
		岩	職員給与費等ファチアを発展している。	丁と も 医焼 貫 切 风 腔 貞				児童養護施設等措置経費 時仍雜表記級弗	一叶木砂安甙性填		職員給与費等		職員給与費等				
		金 額	34, 500	14,714	9, 400	2,750	170,000	26,000			6, 586	3,000	16, 700	6,030	8, 600		
	節	K K	給料	職員手当等	共済費	2 委託料	9 扶助費	9 扶助費			職員手当等	共済費	給料	職員手当等	共済費		
	6	当	79, 991 2	<u>г</u>	79, 991 4	151, 373 12	19	28,000 19	28,000	28, 000	9, 586 3	4	31, 330 2	6	4		
	ŀ	財源内	特定財源	(内訳) 国共日本	米 田 田 田 田	一般財源		特定財源	(内訳) 国庫支出金	一般財源	一般財源		一般財源				
		111111111111111111111111111111111111111	2, 999, 855			·		9, 604, 861			6, 384, 767		818, 699				
		補正額	231, 364					56,000			9, 586		31, 330				
		補正前の額	2, 768, 491					9, 548, 861			6, 375, 181		787, 369				
		ш	1 児童福祉総務	馘				2 児童措置費			3 認定こども園	Ĭ,	4 保育所費				
								-7			U. J		7,				

民生費
第3款

第2項 児童福祉費

(単位:千円)						
(単位		組	成経費			
		岩	ひとり親家庭等医療費助成経費			
		額	27,000			
		倒				
	節	X X	扶助費			
			9, 651 19	9, 651 17, 349	642 638	
		徴内の説	6,6	9, 651 17, 349	117, 642 237, 638	
	1		特定財源 (内訳) 県支出金	一般財源	特定財源 一般財源	
		111111111111111111111111111111111111111	1, 674, 255		24, 411, 093	
		補正額	27,000		355, 280	
		補正前の額	1,647,255		24, 055, 813	
		ш	5 母子福祉費		111111111	第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位:千円)		明											
		完	職員給与費等			医療扶助経費							
		金額	$\triangle 12,500$	$\triangle 6,650$	$\triangle 6,000$	300,000							
	飲	X X	給料	職員手当等	共済費	19 扶助費							
	力在	は内部の	$\triangle 25, 150$ 2	8	4	225,000	出金 225,000	75,000				225,000	7,000
		2年 2	一般財源			特定財源	(内訳) 国庫支出金	一般財源				特定財源一般財源	/J,X,Fr.J 1/J/h
		盐	635, 827			12, 612, 000						13, 247, 827	
		補正額	$\triangle 25, 150$			300,000						274, 850	
		補正前の額	660, 977			12, 312, 000						12, 972, 977	
		ш	1 生活保護総務	įm(2 扶助費						111111	第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位:千円)		明									
		竟	職員給与費等								
•		金額	$\triangle 3,500$	$\triangle 1,000$	$\triangle 1,200$						
	飾	X X	給料	職員手当等	共済費						
	为	数内に	$\triangle 5,700$ 2	8	4					0 \\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	
		国 選 選	一般財源							特定財源一般財源	
•		111111111111111111111111111111111111111	190, 469							190, 469	
		補正額	$\triangle 5,700$							△5,700	
		補正前の額	196, 169							196, 169	-
		ш	1 国民年金事務 西地典	水 ⁄						-1 1111111	第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

124		$ 14,121 $ 一般財源 $ \triangle 4,100 $ 3 職員手当等 $ \triangle 4,100 $ 職員給与費等	13,852 一般財源 420 2 給料 300 職員給与費等	3 職員手当等 110	4 共済費 10	47,641 一般財源 405 2 給料 100 職員給与費等	3 職員手当等 285	4 共済費 20				特定財源
節	翎	7										
		職員手当等	給料	職員手当等		給料						
			1	<u></u> es	4		8	4				0
		一般財源	一般財源			一般財源						特定財源
	111111111111111111111111111111111111111	714, 121	313, 852			147, 641						6, 603, 351
	補正額	△4, 100	420			405						$\triangle 3,275$
	補正前の額	718, 221	313, 432			147, 236						6, 606, 626
	ш	1 保健衛生総務 費	3 墓地火葬場費			8 保健衛生施設 數件 电电子	開編事光河					111111111111111111111111111111111111111

衛生費
第4

第2項 保健所費

(単位:千円)		明									
		説	掛								
			職員給与費等								
		金額	$\triangle 41,930$	\triangle 34, 790	△13, 500						
	節	X A	給料	職員手当等	共済費						
		対説	$\triangle 90,220$ 2	8	4					0 △90, 220	
		温 温 温 に 温 に に に に に に に に に に に に に	一般財源							特定財源 一般財源	
		1	701,896							1, 550, 084	
		補正額	$\triangle 90,220$							△90, 220	
		補正前の額	792, 116							1, 640, 304	-
		ш	1 保健所総務費							111111111111111111111111111111111111111	第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

								(単位:千円)	
				1		節			
Ш	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111	居	徴内の誤	X X	金額	説明	
1 清掃総務費	1, 442, 371	△23, 900	1, 418, 471	一般財源	△23,900 2	徐料	000,6♡	職員給与費等	
					8	職員手当等	△8, 350		
					4	共済費	$\triangle 6,550$		
2 塵芥処理費	1, 628, 702	116, 150	1, 744, 852	一般財源	116, 150 2	林	62, 500	職員給与費等	
					<u></u> 8	職員手当等	34, 150		
					4	共済費	19, 500		
7 清掃施設整備 事業典	305, 792	145	305, 937	一般財源	145 2	給料	30	職員給与費等	
世光					8	職員手当等	95		
					4	共済費	20		
11111111111111111111111111111111111111	6, 266, 969	92, 395	6,359,364 特定財源 一般財源	特定財源 一般財源	92, 395				
第4款 衛生費									

働費
氷
款
$\overline{\mathbf{c}}$
涨

第1項 労働諸費

(日一、二十)	明		
	完	職員給与費等	
	金額	100	
開	X X	4	
	額の記	470	470
	財 選 選 選 選 選 選 選	一般財源	特定財源 一般財源
	11111111	102, 580	126, 380
	補正額	470	470
	補正前の額	102, 110	125, 910
	ш	1 労働諸費	## E 1

農林水産業費 第6款

第1項 農林費

千円)													
(単位:千円		田											
		弫	職員給与費等			職員給与費等			職員給与費等				
		金額	$\triangle 1,000$	△240	300	4,000	009	2,000	$\triangle 2,500$	$\triangle 1,991$	008		
	飾	K M	給料	職員手当等	共済費	給料	職員手当等	共済費	給料	職員手当等	长		
			△940 2	က	4	6,600 2	က	4	$\triangle 5,291$ 2	က	4	969 369	
		於 内	7										
		は選出	一般財源			一般財源			一般財源		五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	特定財源 一般財源	
		111111111111111111111111111111111111111	77, 890			71,031			157, 379			800, 672	
		補正額	∨940			6,600			$\triangle 5,291$			309	
		補正前の額	78,830			64, 431			162,670			800, 303	奏 費
		ш	1 農業委員会費			2 農業総務費			4 土地基盤整備	# 	नी	ΠII	第6款 農林水産業費

- 55 -

商工費
7 款
紙

商工費

第1項

(単位:千円)		旧									
		説	職員給与費等								
		金額	$\triangle 1,500$	$\triangle 1,596$	△1,000						-
	節	X X	給料	職員手当等	共済費						
	五	後内の誤	$\triangle 4,096$	8	4					$\triangle 4,096$	-
		祖 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選	一般財源							特定財源 一般財源	
		1 10	111, 361							809, 047	
		補正額	$\triangle 4,096$							∆4, 096	-
		補正前の額	115, 457							813, 143	_
		ш	1 商工総務費							11111 <u>1</u> 111111	第7款 商工費

観光費
第1項
観光費
第8款

(中仏:十円)		鱼					
		岩區	職員給与費等				
		金額	1,500	415	△1, 500		
	節	K K	給料	職員手当等	共 一 一 一		
-		破内の影	415 2	8	4	415	
		五 河 河 河	一般財源			特定財源一般財源	
-		111111111111111111111111111111111111111	203, 013			1, 071, 511	
-		補正額	415			415	
-		補正前の額	202, 598			1, 071, 096	
		ш	1 観光総務費			#1.	第8款 観光費

第1項 土木管理費

(単位:千円)		留									
		兴	職員給与費等								
		金額	△100	△34	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						-
	節	X X	給料	職員手当等	共済費						-
		領内の訳	△234 2	<u>e</u>	4					$\begin{array}{c} 0\\ \triangle 234 \end{array}$	_
	14	財運	一般財源							特定財源 一般財源	
		1111111	60, 427							153, 031	
		補正額	△234							△234	
		補正前の額	60, 661							153, 265	-
		ш	1 土木総務費							1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

						節			
	補正前の額	補正額	- <u>1</u> 1111112	浦 正 額 財 源 内	6 指	X X	金額	説明	
道路橋梁総務	716, 201	61,772	777, 973	一般財源	61,772 2	給料	27, 400	職員給与費等	
					8	職員手当等	22, 372		
					4	共済費	12,000		
道路橋梁維持	1, 177, 644	599	1, 178, 243	一般財源	599 2	給料	20	職員給与費等	
					<u></u> &	職員手当等	49		
					4	共済費	200		
道路橋梁新設	1, 799, 230	136, 120	1, 935, 350	特定財源	116,570 2	給料	9,000	職員給与費等等的特別事業	19, 450
				(内訳)	<u></u> es	職員手当等	7, 950		116, 670
				国	43, 370 4	共済費	2, 500		
				11 12 12 13 13 13 13 13		12 委託料	28, 670		
				——加及 HJ / J.	19, 550	16 公有財産購入 費	58,000		
					2	21 補償補塡及び 賠償金	30, 000		
	3, 693, 075	198, 491	3, 891, 566	特定財源 一般財源	116, 570 81, 921				
土木費									

第3項 河川費

]
(単位:千円)										
(単(田								
		説	掛			恭				
			職員給与費等			職員給与費等				
				0	0	50 職員	2	0		-
		類	5,000	1,820	1,500	2	262	100		
		倒								
)	尔		元表			泰			
			給料	職員手当等	共済費	給料	職員手当等	共済費		
			2	3	4	2	3	4		
	6	3 能	8, 320			745			9,065	
		級 内								
		2年 選出	一般財源			一般財源			特定財源 一般財源	
			<u> </u>							
		111111111111111111111111111111111111111	25, 393			148, 149			310, 542	
		類	8, 320			745			9, 065	
		補正額								
)額	17,073			147, 404			301, 477	
		補正前の額	17			147			301	
						以 修				- 量
		ш	河川総務費			河川堤防改修			111111111111111111111111111111111111111	十大郡
			1 河			3 河				20部

第4項 都市計画費

								(単位: 中田)
				1:		節		
ш	補正前の額	補正額	#=	無 正 領 財 河 河 河 河 万	2 記	X X	金額	説明
1 都市計画総務	716,047	$\triangle 8,420$	707, 627	一般財源	$\triangle 8,420$ 2	給料	$\triangle 3,000$	職員給与費等
Ĭ					<u></u> es	職員手当等	$\triangle 5,420$	
4 街路事業費	1, 487, 414	89, 330	1, 576, 744	特定財源	100,000 2	給料	$\triangle 5,000$	職員給与費等 △10,670 □二十十十二十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
				(内訳) 国际共四人	<u></u> es	職員手当等	$\triangle 3,570$	四人寸束漱闰的整備仁云買个文⑴接事業100,000
				国	55,000 4	共済費	$\triangle 2,100$	
				TT值 一般財源	$\triangle 10,670$	6 公有財産購入費	56,000	
					21	1 補償補塡及び 賠償金	44,000	
10 公園事業費	930, 167	11, 100	941, 267	一般財源	11, 100 2	統約	5,000	職員給与費等
					8	職員手当等	3,900	
					4	共済費	2, 200	
1 1111111	5, 354, 845	92,010	5,446,855 特定財源 一般財源	特定財源 一般財源	100, 000 $\triangle 7, 990$			
第9款 土木費								

第6項 住宅費

道位:千円)												
(<u>F</u>		自										
横 正 額 の 極 の 極 の	竟	職員給与費等	職員給与費等									
		金額	3, 320	$\triangle 2,400$	$\triangle 1,820$	$\triangle 1,050$						
	節	X X	職員手当等	徐 特	職員手当等	共済費						
		数内の誤	3, 320 3	$\triangle 5,270$ 2	<u>г</u>	4					$\triangle 1,950$	
	l	補 類		一般財源							特定財源 一般財源	
		111111111111111111111111111111111111111	467,838	54, 876							522, 714	
		補正額	3, 320	$\triangle 5,270$							$\triangle 1$, 950	
		補正前の額	464, 518	60, 146							524, 664	
		ш	住宅管理費	公営住宅整備事業無	事 東						111111	一 世 十 本
			ī	2								

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位:千円)		明					
		竟	職員給与費等	職員給与費等			
		金額	$\triangle 7,700$	150	1,075	200	
	飾	★	職員手当等	給料	職員手当等	大 一 一 一 一 一 一 一	
-		数内の説	△7,700 3	1,425 2	8	4,	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	14	四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	一般財源	一般財源			特定財源 一般財源
		1111111	3, 724, 879	356,009			4, 255, 852
		補正額	△7,700	1,425			△6, 275
		補正前の額	3, 732, 579	354, 584			4, 262, 127
		ш	1 常備消防費	5 消防施設費			1100

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位:千円)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·												
		完	職員給与費等			職員給与費等								
		金額	15,000	19,825	9, 500	△38,000	$\triangle 19,325$	$\triangle 12,500$						
	飾	★	給料	職員手当等	共済費	給料	職員手当等	共済費						
	知	破内の説	44, 325 2	m	4	△69,825 2	8	4		$\triangle 25, 500$				
	居 漢		一般財源			一般財源				特定財源 一般財源				
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1, 512, 148			1, 171, 605	1, 171, 605							
	補正額		44, 325			△69, 825	△69,825							
		補正前の額	1, 467, 823			1, 241, 430				5, 258, 818				
		ш	1 教育委員会費			2 教育振興費				11111111	第11款 教育費			

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位:千円) 温 點 職員給与費等 職員給与費等 2,500 $\triangle 3,000$ 8, 400 2,000 $\triangle 2,860$ $\triangle 780$ 額 金 部 職員手当等 職員手当等 尔 共済費 共済費 給料 給料 $|\times|$ 12,900 $\triangle 6,640$ 0 6, 260 の訳 額內 正源 特定財源 一般財源 一般財源 一般財源 輔財 925,857 1,822,891 3, 068, 957 12,900 $\triangle 6,640$ 6, 260 補正額 912, 957 1,829,531 3,062,697 補正前の額 小学校施設整 備事業費 1 小学校管理費 第11款 教育費 11111111 Ш

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位:千円)		明											
		完	職員給与費等			職員給与費等							
		金額	$\triangle 5,500$	$\triangle 1,840$	△1,118	$\triangle 2,180$	02						
	節	☆	給料	職員手当等	共済費	職員手当等	大 完 点						
	正額の源内訳		$\triangle 8,458$	8	4	$\triangle 2,150$ 3	41					$\triangle 10,608$	
		国 国 河	一般財源			一般財源						特定財源 一般財源	
		111111111111111111111111111111111111111	467,009			403,056						1, 119, 532	
		補正額	$\triangle 8,458$			○2,150							
	補正前の額 475,467		475, 467			405, 206						1, 130, 140	
		ш	1 中学校管理費			4 中学校施設整 牌車業典						IIIII	第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位:千円)		明								
)		m,								
		說	職員給与費等							
		金額	$\triangle 6,500$	$\triangle 3,622$	△16, 319					
	節	X &	給料	職員手当等	共卒					
	为在	はいい。	$\triangle 26,441$ 2	<u></u>	4				0 △26, 441	
		国	一般財源						特定財源 一般財源	
		1	944, 173						949, 464	
		補正額	$\triangle 26,441$						△26, 441	
		補正前の額	970, 614						975, 905	-
		ш	1 全日制高等学	X					1111111	第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位:千円)		自					
		完	職員給与費等				
		金額	\triangle 32, 500	△18,950	△10,700		
	節	X X	% ₩	職員手当等	茶		
	知	破内の訳	$\triangle 62,150$ 2	<u>e</u>	4	0 (___________________
		2年 選	一般財源			特定財源	
		111111111111111111111111111111111111111	705, 205			705, 205	
		補正額	$\triangle 62, 150$			△62, 150	
		補正前の額	767, 355			767, 355	
		ш	1 幼稚園費			itha	第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

- -		3, 518 58, 000				
1	田					
	弹	職員給与費等 給食食材調達経費				
	額	2, 400	58,000			
	倒					
節	公	職員手当等共済費	需用費			
		8 4	10			
	6	58, 000	58,000	3, 518	58,000 3,518	
1	補 正 額 財 瀬 万 瀬 万 瀬 万	特定財源 (内訳)	国庫文田筬	一般財源	特定財源 一般財源	
	111111111111111111111111111111111111111	2, 731, 305			2, 914, 137	
	補正額	61, 518			61, 518	
	補正前の額	2, 669, 787			2, 852, 619	
	ш	1 学校給食費			111111111111111111111111111111111111111	第11款 教育費

	(単位 千円)	4	一般財源	3,900	94,700	12,000	20,000
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	(東)	の財源内定 財源	地方債その他				
5出額又は		4 本	国県支出金				
きまでのま		当該年度以降の 支 出 予 定 額	金額	3,900	94,700	12,000	20,000
		当	開網	今和5年 から 今和6年度 まで	今和5年度 から 今和10年度 まで	今和5年度 から 今和6年度 まで	今和5年度 から 今和6年度 まで
ものについ [関する調章		前年度末までの 支出(見込)額	金額				
		前年度3支出()	自解				
きで翌年度以 以降の支出		限度額		3,900	94,700	12,000	20,000
(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについる及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	加分)	層		人事給与システム改修経費	人材管理システム導入経費	8 電 設 備 導 入 9 断 調 査 委 託	先行地域計画業務 委 託
57)	(1. 追加	柵		人事給与シ	人材管理シ	太陽 光配 能 性 謬	孫 孫 弘 本

54,000	1,150 1,150	6,500	ı	ı	490,000
	1,1				
			120,000	50,000	
		6,500			
54,000	2,300	13,000	120,000	50,000	490,000
今和5年 から から から まで まで	今和5年度 から 今和6年度 まで	今和 5年 から 今和 6年度 まで	今和 5 年 今和 6 年度 まで	今和5年度 から 今和6年度 まで	今和5年度 から 今和10年度 まで
54,000	2,300	13,000	120,000	50,000	490,000
総合税システム改修経費	後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	学習支援業務委託	ガス冷却塔下シュート改 修工 事	道路橋梁維持補修経費	AI学習ドリル導入経費

討	† =	— 板 兇 條	20,400	112,840	金	金	金額
源内	源	その他					
: の 財	定財	地方債					
左	幸	国県支出金					
度以降の	予定額	金額	20,400	112,840	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ
当該年	丑	期間	今和5年度 から 令和8年度 まで	今和5年度 から 今和6年度 まで	今和6年度 から 今和8年度 まで	今和6年度 から 令和10年度 まで	令和6年度 から 令和10年度 まで
末までの	見 込)額	金額					
前年度) 丑	開解					
	限度額		20,400	112,840	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額
	回		ラミング学習導入経費	小学校教科用図書·指導書購 入 経 費	a 定管理者による奈良市 c ら ま ち セ ン タ ー c 管 理 に 要 す る 経 費	指定管理者による入江泰吉記 念 奈 良 市 写 真 美 術 館の 管 理 に 要 する 経 費	理者による 泰 古 旧 居 に要する裕費
	#		と数ロなな	小 华 校 舞	指に でいる 単一組 開	指記の 記念の 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を	指 定 倍 入 江 の 暗 理。

(H)	金	谷爵	金	金	争
限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ
今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年度 から 今和10年度 まで
協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額
指 定 管 理 者 に よる 奈 良 市 音 声 館 の管理に要する経費	指定管理者による奈良市済美地域 ふれあい 会館の 管理 に 要 する 経費	指定管理者による奈良市柳生地域 ふれあい会館の管理 に 要する経費	指定管理者による奈良市とみの里地域ふれあい会館の 管理に 要する経費	指定管理者による奈良市右京 地域 ふれあい 会館の 管 理 に 要 する 経 費	指定管理者による奈良市 帯解地域 ふれあい 会館 の 管 理 に 要 する 経 費

	1	表	今 額	金額	金額	全額	金
源内訳	沙	その 色					
9 財	定財	地方債					
古	华	国県支出金					
度以降の	支出予定額	金額	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ
当該年	支出	開解	今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年度 から 令和10年度 まで	令和6年度 から 令和10年度 まで	令和6年度 から 令和10年度 まで
来までの	支出(見込)額	金額					
前年度	大田()	崩崩					
	限度額		協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額
	屈		:管理者による奈良市 : 地域 ふれあい会館 : 理 に 要 す る 経 費	. 管理者による奈良市 i 地域 ふれあい会館 i 理 に 要 する 経 費	管理者による奈良市に地域 ふれあい会館 発 埋 に 要 する 経費	:管理者による奈良市11地域 ふれあい会館 発理 に 要 する 経費	指定管理者による奈良市 佐保川地域ふれあい会館 の 管 理 に 要 す る 経 費
	曲		指記	指記 神田 田田	指記 で	指定管理4青和地域の 管理に	指定管理4 佐米川地域の 管理 に

強酸	会額	会額	会額	全額	併
限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ
今和6年 ^{から} かわ10年度 まで	今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年度 から 令和10年度 まで	今和6年度 から 冷和10年度 まで	令和6年度 から 令和10年度 まで
協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額
指定管理者による奈良市 辰市地域 ふれあい 会館 の管理に要する経費	指定管理者による奈良市月瀬地域 ふれあい会館の管理に要する経費	指定管理者による奈良市西大寺北地域ふれあい会館の 管 理 に 要 す る 経 費	指定管理者による奈良市 佐保台地域ふれあい会館 の 管 理 に 要 す る 経 費	指定管理者による奈良市都跡地域ふれあい会館の管理に要する経費	指定管理者による奈良市 大安寺西地域ふれあい会館 の 管 理 に 要 す る 経 費

	1 20 1	E.	全額	全額	会額	全額	全裔
源内部)	その 他					
1 0 財	定財	地方債					
左	幸	国県支出金					
度以降の	支出予定額	金額	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ
当該年	太田田	削崩	今和6年度 から 令和10年度 まで	今和6年度 から 令和10年度 まで	今和6年度 から 令和10年度 まで	令和6年度 から 令和10年度 まで	令 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名
末までの	支出(見込)額	金額					
前年度	大田()	期間					
	限度額		協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額
	厨		: 管理者による奈良市! 地域 ふれあい会館 発理 に要 する経費	: 管理者による奈良市 は地域 ふれあい会館 登理 に要 する経費	管理者による奈良市 地域 ふれあい会館 発理 に要 する 経費	. 管理者による奈良市 3. 地域 ふれあい 会館 ぎ理 に 要 する 経費	理者による 00年会館 に要する経費
	₩		指定管理 東里 田 域の の 管 組 に	指定管理 佐名 田域の の 管 理 に	指定管理法決定を選びる。	指定管理 明治地域 の管理?	指なの ふの 離 知の

(H)	会額	全額	会額	会額	全
限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ	限度額に同じ
令和6年度 から 合和10年度 まで	今和6年 から から 和8年度 まで	今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年 から から から 和8年度 まで	今和6年度 から 今和10年度 まで	今和6年度 から A和8年度 まで
協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額
指定管理者による奈良市西部 会館 市民 ホールの管理に要する経費	指定管理者による奈良市 業 術 館の管理に要する経費	指定管理者による奈良市北部会館市民文化ホールの 管 理 に 要 する 経 費	指定管理者による奈良市緑ヶ丘球場ほか17 施設の管理に要する経費	指定管理者による奈良市青少年野外活動センターの 管 理 に 要 する 経 費	指定管理者による奈良市営西部会館駐車場の管理に要する経費

	Ä	ıę	<u> </u>	
			類	顏
	五市	太	44	⟨ ₩
岸	1	角		
长	災	6		
黨	~	N		
盘	益	無		
8		五		
村	州	祖		
	华	国県支出金		
度以降の	予定額	金額	限度額に同じ	限度額に同じ
該年	丑	噩	年なる年代を登り、	年み年ま度ら度で
川	₩	角	令和6年度 から 令和10年度 まで	今和6年度 から 令和10年度 まで
		頦		
度末までの	記込)額	④		
一件	$\exists \exists$	噩		
湿	#X	至		
	限度額		協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額	協定に基づき 決定した指定 期間中におけ る管理に要す る額
	浬		里 者 に よ る 2習センターほか 理に要する経費	里者による奈良市-ヤンプフィールドは 要する 経費
	₩		指 定 管 現 奈良市生涯学 23 施設の管	指定管理者 黒髪山キャ の 管 理 に

補正後	当該年度中増減見込みがまた時代ではおいます。	当該年度中起債見込額	12,274,200 100,166,164	53,499 4,196,000 31,271,699	85,594 15,493,300 186,903,794	
前	*************************************		100,047,964	31,153,499 4,	186,785,594	
世	当該年度中増減見込み	当該年度中起債見込額	12,156,000	4,077,800	15,375,100	
	分 分	24年	通(債	*	1 111	
	M		1. 誰	(1) ±	⟨□	

2. 国民健康保険特別会計 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1 终柱

(単位:千円)	111111111111111111111111111111111111111	28, 441	37, 348, 441	37, 348, 441								
	補正額	16, 799	16, 799	16,799								
	補正前の額	11, 642	37, 331, 642	37, 331, 642	-							
	潢		歳 入 合 計	(□								
(歳 入)		6 繰越金										

(歳 出) 2 2 2 2 2 2 2 2 2									
横 出)	(H				, 799	, 799	, 799		
読 出)	 				16	16	16		
読 出)	单位		ή/L	人人					
横 田 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1		P							
議 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1				佃			越金		
競 出)							薬		
議 田 大阪 株正前の額 株正前の面 株正面 株正面				N					
横 田 37,331,642 16,799 35,748 1 1 1 1 1 1 1 1 1			瀕				E.		
横 田 37,331,642 16,799 35,748 1 1 1 1 1 1 1 1 1			4	重			译 尺		
横 田 37,331,642 16,799 35,748 1 1 1 1 1 1 1 1 1				户			設財物		
競 日			定	料			1		
続 出)		舞	址						
該 出)			7,	出金					
該 出)				具支[
読 出)				国					
読 出)					48	41			
読 出)					59, 7	48, 4			
議 田 1 1 1 1 1 1 1 1 1			111111111111111111111111111111111111111			37, 3			
議 田 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
議 田 1 1 1 1 1 1 1 1 1					662	662			
競 出)			:額		16,	16,			
議 円 大田金 一			集山						
議 円 大田金 一									
議 円 大田金 一			類		949	642			
勝大田金 勝大田金 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部			前の独		42,	, 331,			
勝 田			無正			37			
議 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田									
議 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田									
議 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田 ・ 田									
報						1111111111			
程 報 報 報 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日						<п			
報 田 田 田 本 田 本 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			耧						
粮	$\overline{}$					出			
	丑				H 金	辮			
	鬆				諸支[
	\smile								

繰越金 2. 歲入 第6款

繰越金 第1項

(単位:千円)	明		
	岩	歳計剰余繰越金	
	金額	16, 799	
e proje	量 今 凶	1 繰越会	
	111111111111111111111111111111111111111	28, 441	28, 441
	補正額	16, 799	16, 799
	補正前の額	11, 642	11,642
	ш	1 繰越会	11111II

国民健康保険特別会計

3. 歳 出 第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位:千円)					
()		明			
		計	国民健康保険償還金		
		類	16, 799		
		倒			
	即	★	(賃還金利子及 で割引料		
			52		
	6	3 能	16, 799	0 16, 799	
		积			
		五 注 道 注		特定財源 一般財源	
,		111111111111111111111111111111111111111	28, 441	59, 248	
,		補正額	16, 799	16, 799	
		補正前の額	11, 642	42, 449	-11-12-11-11
		ш	2 (1 1111	国民健康保險特別会計

3. 土地区画整理事業特別会計(1) 土地区画整理事業特別会計歲出補正予算事項別明細書(第1号)

1. 総括

Г		-	,				
(単位:千円)		郹 相 嗬 —	Ŧ.	$\triangle 50,341$	50, 341	-	
	財源内訳	源	その他				
	補正額の	定財	地方債				
	74	特	国県支出金				
,		111111111111111111111111111111111111111		53, 500	732, 400	1, 365, 000	
,		補正額		$\triangle 50,341$	50, 341	I	
		補正前の額		103,841	682, 059	1, 365, 000	
(歳出)		禁		西大寺駅南地区土地区画整理事業費	JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	瀬 中 中 計	
-				T	2		

2. 歳 出 第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

西大寺駅南地区土地区画整理事業費 第1項

(単位:千円)							
(単位:		留					
		直 汽	職員給与費等				
		額	$\triangle 24,458$	△17, 385	\triangle 8, 498		
	ĵ	翎					
	節	尔		職員手当等	中 区		
			給料	職員	长		
			$\triangle 50,341$ 2	က	4	0 △50, 341	
	H	額内の訳	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
			一般財源			53,500 特定財源 一般財源	
		11111111	53, 500			53, 500	
			11				
		補正額	$\triangle 50,341$			△50, 341	
		補正前の額	103, 841			103,841	F別 デリ デ
		ш	1 西大寺駅南地区上地区電影	トトルト 回報 理事業費		十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	工地区画整牲争兼符別宏計

第2款 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費

JR奈良駅南地区土地区画整理事業費

第1項

(単位:千円) 旧 票 職員給与費等 24, 458 17,385 8, 498 額 金 節 職員手当等 尔 共済費 給料 \times 0 50, 341 50, 341 の訳 額內 正源 特定財源 一般財源 一般財源 神財 400 732, 400 732, 50, 341 50, 341 補正額 682, 059 682,059 補正前の額 土地区画整理事業特別会計 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費 Ш 11111111

令和5年度奈良市水道事業会計 補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 令和5年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項目) (既決予定額) (補正予定額) (計)
4. 主要な建設改良事業 2,362,062千円 △117,671千円 2,244,391千円
(7) 都祁地域建設改良費 356,458千円 △62,475千円 293,983千円
(8) 月ヶ瀬地域建設改良費 166,130千円 △55,196千円 110,934千円
(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,994,000千円」を「不足する額1,916,327千円」に、「当年度分損益勘定留保資金526,862千円」を「当年度分損益勘定留保資金449,189千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 収 入 第1款 資本的収入 1,733,000千円 △39,998千円 1,693,002千円 第3項 補 助 金 69,410千円 △39,998千円 29,412千円 支 出 第1款 資本的支出 3,727,000千円 △117,671千円 3,609,329千円 第1項 建設改良費 2,576,678千円 △117,671千円 2,459,007千円 (継続費)

第4条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

款		7 15		市业力		補	正	前	補	正	後
示人	項			事業名	総	額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
				都祁水道事業	千円		4	千円 43,670	千円	4	千円 43,670
				中央監視制御 システム更新	430	6,700	5	131,010	249,339	5	68,535
資本的支出	建			工事			6	262,020		6	137,134
貝个的文田	改			月ヶ瀬簡易			4	25,740		4	25,740
				水 道 事 業中央監視制御システム更新	25	7,400	5	77,220	91,249	5	22,024
			工事			6	154,440		6	43,485	

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

- 1. 令和5年度 奈良市水道事業会計補正予算(第1号) 実施計画
- 2. 令和5年度 奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書 (第1号)
- 3. 令和5年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表 (第1号)
- 4. 令和5年度 奈良市水道事業会計補正予算(第1号)参考書

令和5年度奈良市水道事業会計 補正予算(第1号)実施計画

資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1. 資本的収入			1,733,000	△39,998	1,693,002		
	3. 補 助	金	69,410	△39,998	29,412		
		1. 国・県その他補助金		△39,998	29,412		

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1. 資本的支出			3,727,000	△117,671	3,609,329		
	1. 建設改良費		2,576,678	△117,671	2,459,007		
		7. 都 祁 地 域 建設改良費	357,008	△62,475	294,533		
		8. 月ヶ瀬地域 建設改良費	166,730	△55,196	111,534		

令和5年度奈良市水道事業会計補正予定 キャッシュ・フロー計算書(第1号)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

		(単位:千円)
1.	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益 (△は純損失)	52,904
	減価償却費	2,983,773
	引当金の増減額 (△は減少)	75,929
	長期前受金戻入額	$\triangle 1,257,596$
	受取利息	△ 100
	支払利息	163,411
	固定資産除却損(撤去工事費除く)	250,147
	固定資産売却損益 (△は益)	409
	未収金の増減額 (△は増加)	196,065
	未収消費税等の増減額(△は増加)	△ 40,300
	未払消費税等の増減額(△は減少)	△ 28,805
	その他流動資産の増減額 (△は増加)	7
	小計	2,395,844
	利息の受取額	100
	利息の支払額	△ 163,411
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,232,533
0	4ル次に到ったフェン・コロ	
2.		A 9 00C 040
	有形固定資産の取得による支出	$\triangle 2,806,948$
	有形固定資産の売却による収入	102
	補助金による収入	126,652
	負担金による収入 分担金による収入	203,651
		253,437
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,223,106
3.	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	500,000
	一時借入金の返済による支出	△ 500,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,165,300
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,117,947
	財務活動によるキャッシュ・フロー	47,353
	資金増加額	56,780
	資金期首残高	8,581,928
	資金期末残高	8,638,708
	貝亚ガJ 个/7次同	0,030,708

令和5年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表(第1号)

(令和6年3月31日)

(単位:千円)

資産の部

	資産の部		
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		4,155,133	
口建物	4,583,980		
減価償却累計額	△ 2,399,028	2,184,952	
ハ構築物	93,889,384		
減価償却累計額	△ 51,731,724	42,157,660	
二機械及び装置	20,734,742		
減価償却累計額	△ 15,720,115	5,014,627	
ホ 車 両 運 搬 具	122,477		
減価償却累計額	△ 93,904	28,573	
へ 器 具 備 品	168,154		
減価償却累計額	△ 116,668	51,486	
ト 建 設 仮 勘 定		988,990	
有形固定資產合計			54,581,421
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ ダ ム 使 用 権		16,232,312	
ロソフトウェア		1,560	
ハ その他無形固定資産		968,866	
無形固定資産合計			17,202,738
(3) 投 資			
イ 出 資 金		3,175	
投 資 合 計			3,175
固定資産合計			71,787,334
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		8,638,708	
(2) 未 収 金	706,534		
貸 倒 引 当 金	△ 36,23 <u>5</u>	670,299	
(3) 貯 蔵 品		12,911	
(4) 前 払 金		273,787	
(5) その他流動資産		22,462	
流動資産合計			9,618,167
資 産 合 計			81,405,501

負債の部

3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	12,504,802		
企業債合計		12,504,802	
(2) 引 当 金		12,001,002	
イ退職給付引当金	1,362,399		
引 当 金 合 計	1,002,033	1,362,399	
固定負債合計		1,002,000	13,867,201
4. 流動負債			13,007,201
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に			
充てるための企業債	1,046,424		
企 業 債 合 計		1,046,424	
(2) 未 払 金		1,346,062	
(3) 前 受 金		16,785	
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	104,943		
引 当 金 合 計		104,943	
(5) 預 り 金		493,023	
流動負債合計			3,007,237
5. 繰 延 収 益			
(1) 長期前受金	54,040,274		
(2) 収益化累計額	△ 27,170,153	26,870,121	
繰 延 収 益 合 計			26,870,121
負 債 合 計			43,744,559

資 本 の 部

6. 資 本 金		15,982,951
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 会		
イ 受贈財産評価額	1,364,952	
口諸補助金	106,602	
ハ分担	5,401,638	
ニ 負担金その他諸収力	11,743,704	
資本剰余金合言	t	18,616,896
(2) 利 益 剰 余 会		
イ 減 債 積 立 会	1,000,000	
口水道老朽施言	L Z	
更新積立金	2,000,000	
ハ当年度未処り		
利益剰余金	61,095	
利益剰余金合言	<u> </u>	3,061,095
剰 余 金 合 言	-	21,677,991
資 本 合 言	-	37,660,942
負 債 資 本 合 言	f	81,405,501

令和5年度奈良市水道事業会計 補正予算(第1号)参考書

資本的収入及び支出

入

収

(単位:千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	=	備	考
1.資本的収入				1,733,000	△39,998	1,693,002		
	3. 補助金			69,410	△39,998	29,412		
		1.国・県その他補助金		69,410	△39,998	29,412		
			(1)国·県その 他補助金	69,410	△39,998	29,412		

支出

(単位:千円)

款			項				目	節	既決予定額	補正予定額	= -	備	考	
1.	資支	本	的出							3,727,000	△117,671	3,609,329		
				1.	建改	良	設費			2,576,678	△117,671	2,459,007		
								7.都祁地域建設改良費		357,008	△62,475	294,533		
									(25)工 事 請負費	346,258	△62,475	283,783		
								8. 月ヶ瀬地域 建設改良費		166,730	△55,196	111,534		
									(25)工 事 請負費	166,130	△55,196	110,934		

奈良市情報通信技術を活用した行政の 推進に関する条例の制定について

奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように制定しようとする。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 (目的)

第1条 この条例は、市の機関等における行政手続等に関し、情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる共通の事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第120条に規定する会議規則、第130条第3項に規定する規則、第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程及び議会の規程を含む。以下同じ。)をいう。
 - (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される市の執行機関、消防本部(消防署を含む。)若しくは公営企業管理者若しくはこれらに置かれる機関若しくは 議会又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等において独立に権限を行 使することを認められた職員
 - イ 市の公の施設の管理を行う指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)
 - (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その

他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関(条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を経由して行われる申請等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この条において同じ。)があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。この場合において、経由機関があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。 (電子情報処理組織による申請等)
- 第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面 等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定に かかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関等 の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその手続等の相手方の使

用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。

-)を使用する方法により行わせることができる。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請 等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例 等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。
- 5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、 使用料その他の収入金(以下「手数料等」という。)の納付の方法が規定されているも のを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料等 の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもって行わせること ができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該 処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、 当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通 知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当 該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において 署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法に より行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は 名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面 等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、 当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的 記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、

当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当 該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

- 第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面 等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、 規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に 関する条例等の規定を適用する。
- 3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を することが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等 については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であっ て規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

- 第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。
 - (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
 - (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し併せて提出すべきことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る

情報を入手し、又は参照することができる場合には、併せて提出することを要しないこととすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨に鑑み、条例又は規則に基づ く行政手続等について情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる共通の事 項を定めようとするものである。 奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

- 第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の120」を「100分の125」に、「1 00分の165」を「100分の175」に改める。
 - (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第6条
 - (2) 教育長の給与に関する条例 (昭和45年奈良市条例第8号) 第5条
 - (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)第6条
 - (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)第5 条
- 第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。
 - (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第6条
 - (2) 教育長の給与に関する条例第5条
 - (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第6条
 - (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第5条 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定(以下これらを「改正後の特別職条例等の規定」という。)は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の特別職条例等の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の同条 各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職条例等 の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の期末手当の支給割合の改定を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期 付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項 第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

給 料 表

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
分	号給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200

5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	105,500	213,000	250,500	203,100	300,200	337,300	302,100	420,500	401,100	342,000
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	,	,	,	,	ŕ	,	·	·	,	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	

29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		

1									1
	F0	000.000	070 500	21.6 606	250 400	077 000	400.000	440 500	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
定年	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
前再任用									
短時	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
間勤 務職	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
員以	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
外の職員	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
THE									
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
		200, 100	200,000	331,300	3.0,000	330,200	101,100		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
	70	239,400					407,600		
			287,400	332,800	370,900	387,100			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
							I		1

1			I	I				
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
		247,000	234,100	541,400	300,000	332,000		
	00	040.000	904 400	941 500	200 400	202 000		
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
I	I							

	00-					
101	298,100	346,100				
102	298,400	346,500				
103	298,800	346,900				
104	299,100	347,300				
105	299,300	347,800				
106	299,600	348,200				
107	300,000	348,600				
108	300,300	349,000				
109	300,500	349,500				
110	300,900	349,900				
111	301,300	350,200				
112	301,600	350,500				
110	201 000	951 000				
113	301,800	351,000				
114	302,000					
115	302,300					
116	302,700					
				ĺ		
117	302,900					
118	303,100					
119	303,400					
120	303,700					
121	304,100					
122	304,300					
123	304,600			ĺ		
124	304,900					
1	,					

	125		305,200								
定年											
前再		基準給料									
任用		月額									
短時											
間勤		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
務職		100 700	916 900	256 200	975 600	200 700	216 200	250 000	201 200	449 400	E22 200
員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、 同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良 市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に改める。

第6条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の16 5」を「100分の175」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のよう に改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の 175」を「100分の170」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年 4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第5条第1項の表の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第24条第2項及び第3項並びに第25条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第6条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の 規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給され た給与又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定 による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員及び特定任期付職員の給与並びに 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員を含む本市の一般職の 職員の期末手当等の改定を行おうとするものである。 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部改正について

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年奈良市条例第16 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「宿日直手当、期末手当」の次に「、勤勉手当」を、「報酬、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第14条第2項中「及び第24条」を「、次条、第24条及び第24条の2」に改める。

第14条の2を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

- 第14条の2 給与条例第25条(第2項第2号及び第4項を除く。)の規定は、任期の 定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。
 - 第24条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加える。
 - 第24条の2を第24条の3とし、第24条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 給与条例第25条(第2項第2号及び第4項を除く。)の規定は、任期の 定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合におい て、給与条例第25条第3項中「給料の月額(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

第25条第1項中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	162, 100	208,000	240, 900
2	163, 200	209, 700	242, 400
3	164,400	211, 400	243,800
4	165, 500	212, 900	2 4 5, 2 0 0
5	166,600	214, 400	2 4 6, 4 0 0
6	167,700	216, 200	248,000
7	168,800	217, 900	249, 500
8	169, 900	219,600	250, 900
9	170,900	221, 100	252,000
1 0	172, 300	222,600	253, 400
1 1	173,600	224, 100	254, 900
1 2	174, 900	225,600	256, 200
1 3	176, 100	226,800	257, 500

1			
1 4	177,600	228, 200	258, 700
1 5	179, 100	229,600	259, 900
1 6	180,700	231,000	261, 100
1 7	181,800	232, 400	262, 300
1 8	183, 200	234,000	263, 600
1 9	184,600	235, 500	264, 900
2 0	186,000	236, 900	266, 200
2 1	187, 300	238, 100	267, 600
2 2	189,600	239,700	269, 100
2 3	191,800	241, 200	270, 700
2 4	194,000	242,600	272, 200
2 5	196, 200	243,600	273, 800
2 6	197, 900	245, 100	275, 500
2 7	199, 400	246, 400	277, 100
2 8	200, 900	247,600	278, 700
2 9	202, 400	248,700	280, 300
3 0	203,800	249,700	281, 800
3 1	205, 200	250,600	283, 300
3 2	206,600	251, 500	284,800
3 3	208,000	252, 400	285, 900
3 4	209, 300	253, 300	287, 500
3 5	210,600	254, 100	289,000
3 6	211, 900	254, 900	290, 500
3 7	213, 200	255, 600	291, 900
3 8	214, 400	256,700	293, 500
3 9	215, 600	257, 900	295, 100
4 0	216, 700	259,000	296,700
4 1	217, 800	260, 200	298, 200
4 2	218, 900	261, 400	299, 800
4 3	219, 900	262, 500	301, 300
4 4	220, 900	263, 600	302, 800
4 5	221,800	264,700	3 0 4, 4 0 0

1		I	I
4 6	222, 700	265, 800	306,000
4 7	223,600	266, 900	307, 600
4 8	224, 500	267, 900	309, 100
4 9	2 2 5, 4 0 0	268, 900	310,000
5 0	2 2 6, 3 0 0	269, 900	311, 500
5 1	227, 200	270, 900	313,000
5 2	228, 100	271,800	3 1 4, 6 0 0
5 3	228, 900	272, 700	316, 200
5 4	229,800	273,600	317, 800
5 5	230,700	274, 500	319, 300
5 6	231, 500	275, 400	320, 800
5 7	231,800	276, 300	3 2 2, 2 0 0
5 8	232,600	277, 200	323, 400
5 9	233, 300	278, 100	324, 500
6 0	233, 900	279,000	325,600
6 1	234, 500	280,000	326, 300
6 2	235, 200	281,000	327, 200
6 3	235, 800	281, 900	328,000
6 4	236, 300	282, 800	328,800
6 5	236,800	283, 300	329,600
6 6	237, 300	284,000	330,000
6 7	237, 800	284, 700	330,600
6 8	238, 400	285, 600	331, 300
6 9	238, 900	286,600	332, 100
7 0	239, 400	287, 400	332, 800
7 1	239, 900	288, 200	333, 500
7 2	2 4 0, 4 0 0	289,000	3 3 4, 1 0 0
7 3	240, 900	289, 700	3 3 4, 6 0 0
7 4	2 4 1, 4 0 0	290, 200	335, 200
7 5	241,800	290,600	335, 700
7 6	2 4 2, 3 0 0	291,000	336, 300
7 7	242,800	291, 200	336, 600

78 243, 300 291, 500 337, 100 79 243, 800 291, 700 337, 500 80 244, 300 292, 000 337, 900 81 244, 700 292, 200 338, 300 82 245, 200 292, 400 338, 800 83 245, 600 292, 700 339, 800 84 246, 400 293, 200 340, 100 86 246, 400 293, 200 340, 100 87 247, 200 293, 800 341, 000 87 247, 200 293, 800 341, 000 89 248, 000 294, 400 341, 700 90 248, 500 294, 800 342, 600 91 248, 800 295, 100 342, 600 92 249, 100 295, 500 343, 000 93 249, 400 295, 700 343, 600 95 296, 800 344, 100 98 297, 100 345, 100 99 297, 500 345, 500 100 298, 800 346, 500 298, 800 346, 500	ı	1	1	1
80 244, 300 292, 000 337, 900 81 244, 700 292, 200 338, 300 82 245, 200 292, 400 338, 800 83 245, 600 292, 700 339, 300 84 246, 000 292, 900 339, 800 85 246, 400 293, 200 340, 100 86 247, 200 293, 800 341, 000 87 247, 200 293, 800 341, 400 89 248, 000 294, 100 341, 700 90 248, 500 294, 800 342, 100 91 248, 800 295, 100 343, 000 92 249, 100 295, 500 343, 000 93 249, 400 295, 700 343, 200 94 295, 900 344, 100 95 296, 200 344, 100 97 296, 800 344, 700 98 297, 100 345, 100 297, 900 345, 800 101 298, 400 346, 900 298, 800 346, 900 299, 800 347, 800	7 8	2 4 3, 3 0 0	291, 500	3 3 7, 1 0 0
81 244,700 292,200 338,300 82 245,200 292,400 338,800 83 245,600 292,700 339,300 84 246,000 292,900 339,800 85 246,400 293,200 340,100 86 246,800 293,500 340,500 87 247,200 293,800 341,000 88 247,600 294,100 341,400 89 248,500 294,400 341,700 90 248,500 294,800 342,600 91 248,800 295,100 342,600 92 249,100 295,500 343,000 93 249,400 295,500 343,200 94 295,900 343,600 95 296,200 344,100 98 297,500 345,500 297,500 345,500 297,900 345,800 101 298,400 346,100 298,800 346,500 345,800 346,500 297,900 345,800 <td>7 9</td> <td>2 4 3, 8 0 0</td> <td>291, 700</td> <td>337, 500</td>	7 9	2 4 3, 8 0 0	291, 700	337, 500
82 245, 200 292, 400 338, 800 83 245, 600 292, 700 339, 300 84 246, 000 292, 900 339, 800 85 246, 400 293, 200 340, 100 86 246, 800 293, 500 340, 500 87 247, 200 293, 800 341, 000 88 247, 600 294, 100 341, 700 90 248, 500 294, 800 342, 100 91 248, 800 295, 100 342, 600 92 249, 100 295, 500 343, 000 93 249, 400 295, 700 343, 600 95 296, 200 344, 100 95 296, 200 344, 100 97 296, 800 344, 700 98 297, 100 345, 800 100 297, 500 345, 800 101 298, 400 346, 900 297, 900 345, 800 346, 900 347, 800 298, 800 346, 900 347, 800 347, 800 299, 300 347, 800 <td>8 0</td> <td>2 4 4, 3 0 0</td> <td>292, 000</td> <td>337, 900</td>	8 0	2 4 4, 3 0 0	292, 000	337, 900
83 245,600 292,700 339,300 84 246,000 292,900 339,800 85 246,400 293,200 340,100 86 246,800 293,500 340,500 87 247,200 293,800 341,000 88 247,600 294,100 341,400 89 248,500 294,400 341,700 90 248,500 294,800 342,100 91 248,800 295,100 343,000 92 249,100 295,500 343,000 93 249,400 295,700 343,200 94 295,900 344,100 95 296,200 344,100 96 296,800 344,700 98 297,100 345,500 100 297,500 345,500 101 298,100 346,100 102 298,400 346,500 103 298,800 346,900 104 299,100 347,800 299,300 347,800 299,600 348,200 </td <td>8 1</td> <td>2 4 4, 7 0 0</td> <td>292, 200</td> <td>338, 300</td>	8 1	2 4 4, 7 0 0	292, 200	338, 300
84 246,000 292,900 339,800 85 246,400 293,200 340,100 86 246,800 293,500 340,500 87 247,200 293,800 341,000 88 247,600 294,100 341,400 89 248,000 294,400 341,700 90 248,500 294,800 342,100 91 248,800 295,100 342,600 92 249,100 295,500 343,000 93 249,400 295,700 343,600 94 295,900 344,100 95 296,200 344,100 97 296,800 344,500 98 297,100 345,100 100 297,900 345,800 101 298,400 346,900 102 298,400 346,900 103 298,800 346,900 104 299,100 347,800 299,600 348,200 340,900 347,800	8 2	2 4 5, 2 0 0	292, 400	338,800
85 246, 400 293, 200 340, 100 86 246, 800 293, 500 340, 500 87 247, 200 293, 800 341, 000 88 247, 600 294, 100 341, 400 89 248, 000 294, 400 341, 700 90 248, 500 294, 800 342, 100 91 248, 800 295, 100 342, 600 92 249, 100 295, 500 343, 200 93 249, 400 295, 700 343, 600 95 296, 200 344, 100 96 296, 800 344, 700 98 297, 100 345, 100 99 297, 500 345, 800 101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 300 347, 800 299, 300 347, 800 299, 600 348, 200 300, 000 348, 600	8 3	2 4 5, 6 0 0	292, 700	339, 300
86 246,800 293,500 340,500 87 247,200 293,800 341,000 88 247,600 294,100 341,400 89 248,000 294,400 341,700 90 248,500 294,800 342,100 91 248,800 295,100 342,600 92 249,100 295,500 343,000 93 249,400 295,700 343,600 94 295,900 344,500 95 296,200 344,500 97 296,800 344,700 98 297,100 345,100 99 297,500 345,800 101 298,100 346,100 102 298,400 346,900 103 298,800 346,900 104 299,100 347,300 105 299,300 347,800 106 299,600 348,200 300,000 348,600 300,000 349,000	8 4	246,000	292, 900	339, 800
87 247, 200 293, 800 341, 000 88 247, 600 294, 100 341, 400 89 248, 000 294, 400 341, 700 90 248, 500 294, 800 342, 100 91 248, 800 295, 100 342, 600 92 249, 100 295, 500 343, 000 93 249, 400 295, 700 343, 200 94 295, 900 344, 100 95 296, 200 344, 100 96 296, 800 344, 700 98 297, 100 345, 100 99 297, 500 345, 800 100 298, 100 346, 100 298, 100 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 299, 300 347, 800 299, 600 348, 200 300, 000 348, 600 300, 000 348, 600	8 5	246,400	293, 200	3 4 0, 1 0 0
88 247,600 294,100 341,400 89 248,000 294,400 341,700 90 248,500 294,800 342,100 91 248,800 295,100 342,600 92 249,100 295,500 343,000 93 249,400 295,700 343,600 95 296,200 344,100 96 296,600 344,500 97 296,800 345,100 99 297,500 345,500 100 297,900 345,800 101 298,100 346,100 102 298,400 346,500 103 298,800 346,900 104 299,100 347,300 105 299,300 347,800 106 299,600 348,200 107 300,000 348,600 300,300 349,000	8 6	246,800	293, 500	340, 500
89 248,000 294,400 341,700 90 248,500 294,800 342,100 91 248,800 295,100 342,600 92 249,100 295,500 343,000 93 249,400 295,700 343,200 94 295,900 344,100 95 296,200 344,500 97 296,800 344,700 98 297,100 345,500 100 297,500 345,500 101 298,100 346,100 102 298,400 346,500 103 298,800 346,900 104 299,100 347,300 105 299,300 347,800 299,600 348,200 300,000 348,600 300,000 348,600	8 7	247, 200	293, 800	3 4 1, 0 0 0
90 248, 500 294, 800 342, 100 91 248, 800 295, 100 342, 600 92 249, 100 295, 500 343, 000 93 249, 400 295, 700 343, 200 94 295, 900 344, 100 95 296, 200 344, 500 97 296, 800 344, 700 98 297, 100 345, 100 99 297, 500 345, 800 101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 347, 300 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 348, 200 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	8 8	247,600	294, 100	3 4 1, 4 0 0
91 248.800 295.100 342.600 92 249.100 295.500 343.000 93 249.400 295.700 343.200 94 295.900 343.600 95 296.200 344.100 96 296.800 344.500 97 296.800 345.100 98 297.100 345.500 100 297.900 345.800 101 298.100 346.100 102 298.400 346.500 103 298.800 347.300 104 299.100 347.300 105 299.300 347.800 106 299.600 348.200 107 300.000 348.600 108 300.300 349.000	8 9	2 4 8, 0 0 0	294, 400	3 4 1, 7 0 0
92 249, 100 295, 500 343, 000 93 249, 400 295, 700 343, 200 94 295, 900 343, 600 95 296, 200 344, 100 96 296, 800 344, 500 97 296, 800 345, 100 98 297, 100 345, 500 100 297, 900 345, 800 101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 347, 300 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 348, 200 106 299, 600 348, 200 107 300, 300 349, 000	9 0	248, 500	294,800	3 4 2, 1 0 0
93 249, 400 295, 700 343, 200 94 295, 900 343, 600 95 296, 200 344, 100 96 296, 600 344, 500 97 296, 800 345, 100 98 297, 100 345, 100 99 297, 500 345, 800 101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	9 1	248,800	295, 100	3 4 2, 6 0 0
94 295, 900 343, 600 95 296, 200 344, 100 96 296, 600 344, 500 97 296, 800 344, 700 98 297, 100 345, 100 99 297, 500 345, 800 100 297, 900 345, 800 101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	9 2	249, 100	295, 500	3 4 3, 0 0 0
95 296, 200 344, 100 96 296, 600 344, 500 97 296, 800 344, 700 98 297, 100 345, 100 99 297, 500 345, 800 101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	9 3	249, 400	295, 700	3 4 3, 2 0 0
96 296,600 344,500 97 296,800 344,700 98 297,100 345,100 99 297,500 345,800 101 298,100 346,100 102 298,400 346,500 103 298,800 346,900 104 299,100 347,300 105 299,300 347,800 106 299,600 348,200 107 300,000 348,600 108 300,300 349,000	9 4		295, 900	3 4 3, 6 0 0
97 296, 800 344, 700 98 297, 100 345, 100 99 297, 500 345, 800 100 297, 900 345, 800 101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	9 5		296, 200	3 4 4, 1 0 0
98 297, 100 345, 100 99 297, 500 345, 500 100 297, 900 345, 800 101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	9 6		296,600	3 4 4, 5 0 0
99 297, 500 345, 500 100 297, 900 345, 800 101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	9 7		296, 800	3 4 4, 7 0 0
100 297, 900 345, 800 101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	9 8		297, 100	3 4 5, 1 0 0
101 298, 100 346, 100 102 298, 400 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	9 9		297, 500	3 4 5, 5 0 0
102 298, 400 346, 500 103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	100		297, 900	3 4 5, 8 0 0
103 298, 800 346, 900 104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	1 0 1		298, 100	3 4 6, 1 0 0
104 299, 100 347, 300 105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	102		298, 400	3 4 6, 5 0 0
105 299, 300 347, 800 106 299, 600 348, 200 107 300, 000 348, 600 108 300, 300 349, 000	1 0 3		298, 800	3 4 6, 9 0 0
106 299,600 348,200 107 300,000 348,600 108 300,300 349,000	1 0 4		299, 100	3 4 7, 3 0 0
107 300,000 348,600 108 300,300 349,000	1 0 5		299, 300	3 4 7, 8 0 0
300, 300 349, 000	1 0 6		299, 600	3 4 8, 2 0 0
	1 0 7		300,000	3 4 8, 6 0 0
300, 500 349, 500	1 0 8		300, 300	349,000
	109		300, 500	3 4 9, 5 0 0

110	300, 900	349, 900
	301, 300	350, 200
112	301,600	350, 500
1 1 3	301, 800	351,000
114	302,000	
1 1 5	302, 300	
1 1 6	302, 700	
1 1 7	302, 900	
1 1 8	303, 100	
119	303, 400	
120	303, 700	
121	304, 100	
1 2 2	304, 300	
1 2 3	304,600	
124	304, 900	
1 2 5	305, 200	

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、常勤職員 の給与改定に準じて給与の改定を行うため、所要の改正を行おうとするものである。 奈良市議案第130号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例(平成8年奈良市条例第31号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第7項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気 ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書 面」を「戸籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

7の2 料

書提供用識別 | に基づく戸籍電子証明書提供用識別 | 別符号1件につき 符号発行手数 | 符号の発行(情報通信技術を活用し た行政の推進等に関する法律(平成 14年法律第151号) 第7条第1 項の規定により同法第6条第1項に 規定する電子情報処理組織を使用す る方法(総務省令で定めるものに限 る。以下この項において同じ。)に より戸籍電子証明書提供用識別符号 の発行を行う場合(当該発行に係る 戸籍電子証明書の請求が同法第6条 第1項の規定により同項に規定する 電子情報処理組織を使用する方法に より行われた場合に限る。) におけ

戸籍電子証明 | 戸籍法第120条の3第2項の規定 | 戸籍電子証明書提供用識

400円

る当該発行及び戸籍電子証明書提供 用識別符号の発行に係る戸籍電子証 明書の請求を行う者が同時に当該戸 籍電子証明書に記録された事項と同 一の事項が記載された戸籍の謄本若 しくは抄本又は戸籍証明書の請求を 行う場合における当該発行を除く。

別表第9項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気 ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証 明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

902 除籍電子証明 | 戸籍法第120条の3第2項の規定 |

書提供用識別 に基づく除籍電子証明書提供用識別 符号発行手数 | 符号の発行(情報通信技術を活用し た行政の推進等に関する法律第7条 第1項の規定により同法第6条第1 項に規定する電子情報処理組織を使 用する方法により除籍電子証明書提 供用識別符号の発行を行う場合(当 該発行に係る除籍電子証明書の請求 が同法第6条第1項の規定により同 項に規定する電子情報処理組織を使 用する方法により行われた場合に限 る。) における当該発行及び除籍電 子証明書提供用識別符号の発行に係 る除籍電子証明書の請求を行う者が 同時に当該除籍電子証明書に記録さ れた事項と同一の事項が記載された

除籍電子証明書提供用識 別符号1件につき

700円

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又

は除籍証明書の請求を行う場合にお ける当該発行を除く。)

別表第11項中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加える

別表第12項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等 情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加える。

附則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)附則第1条第5号 の政令で定める日から施行する。

(提案理由)

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍の謄本及び除かれた戸籍の謄本等の広域交付等に係る手 数料を新設しようとするものである。 奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例 (奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)の一部 を次のように改正する。

第3条の2第2項中「(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)」を削る。

(奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」 を「18歳未満の児童」に改める。

(奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号) の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「15歳」を「18歳」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(実施のための準備)

2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市心身障害 者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定により新たにこれらの規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市心身障害 者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定は、施行日以後に行われた医療に 係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成につい ては、なお従前の例による。

(提案理由)

現物給付方式による子ども医療費等の助成の対象を拡大するため、所要の規定の整備を 行おうとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条の3中「及び第16条の3」を「、第16条の3及び第16条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第10条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第12条の6の2中「及び第16条の3」を「、第16条の3及び第16条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第12条の7中「第16条」の次に「及び第16条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第15条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に改め、「)となつた」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を加え、「(被保険者数が増加若しくは」を「(被保険者数が増加又は」に改め、「又は特例対象被保険者等となつた場合」を削り、「世帯別平等割額を除く。)又は」を「世帯別平等割額を除く。)若しくは」に、「に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第16条の3第1項(同条第3項の規定によ

り読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第16条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」に、「とする。)又は」を「とする。)若しくは」に、「でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた」を「でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となった」に改め、同条第2項中「第12条の6の6の額又は」を「第12条の6の6の額若しくは」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項の各号に定める額」を「、第16条の3第1項に定める第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める

第16条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第3 5条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第3 5条の2の6第11項」に改める。

第16条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号にお

いて「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について 準用する。この場合において、第12条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」 と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付 義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第12条の2の基礎賦課 額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える 場合には、65万円)とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16 条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た 額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期

間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 6 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について 準用する。この場合において、第12条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」 と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条 又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65 万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5 」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。

第21条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

- 第21条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を 市長に提出しなければならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項 及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるとき は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第16条の4の規定は、令和5年度 分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以 後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年1 2月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の 例による。

(提案理由)

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正により、出産被保険者に係る産前 産後期間相当分の保険料所得割額及び均等割額を減額しようとするものである。

奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例(平成8年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市二名地域ふれあい会館	奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号

別表奈良市明治地域ふれあい会館の項の次に次のように加える。

奈良市二名地域ふれあい会館	大会議室	770
	会議室A	3 0 0
	会議室B	3 0 0
	会議室C	3 0 0

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

二名地域ふれあい会館を新設するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

日

奈良市体育施設条例(昭和60年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。 第5条中「別表第11」を「別表第12」に改める。

別表第1に次のように加える。

	ランニングステーション	奈良市鴻ノ池ランニングス	奈良市法蓮佐保山四丁目	
プノーングスデーンョン	テーション	4番6号		

別表第1の2中

野球場	水曜日(その日が国民の祝日に	午前9時から午後9時まで
	関する法律(昭和23年法律第	。ただし、日曜日に使用す
	178号)に規定する休日(以	る場合及びアマチュアスポ
	下この表において「休日」とい	ーツ以外のスポーツに使用
	う。)に当たるときは、その日	する場合は、午前9時から
	後において、その日に最も近い	午後5時まで。
体育館	日曜日、土曜日又は休日でない	 午前9時から午後9時まで
	日)、休日の翌日(その日が日	
	曜日、土曜日及び休日に当たる	。ただし、月ヶ瀬体育館及
	ときを除く。) 及び12月26	び都祁体育館は、午前9時
	日から翌年1月5日までを除く	から午後10時まで。

た

武道場	午前9時から午後9時まで
弓道場	
クラブハウス	
陸上競技場	
スケートボードパーク	
9	

-		
野球場	水曜日(その日が国民の祝日に	午前9時から午後9時まで
	関する法律(昭和23年法律第	。ただし、日曜日に使用す
	178号) に規定する休日(以	る場合及びアマチュアスポ
	下この表において「休日」とい	ーツ以外のスポーツに使用
	う。)に当たるときは、その日	する場合は、午前9時から
	後において、その日に最も近い	午後5時まで。
体育館	日曜日、土曜日又は休日でない	午前9時から午後9時まで
IT DAL	日)、休日の翌日(その日が日	- 関 の
	曜日、土曜日及び休日に当たる	び都祁体育館は、午前9時
	ときを除く。)及び12月26	から午後10時まで。
	日から翌年1月5日までを除く	N 3 PRI ONG CO
武道場	日	午前9時から午後9時まで
弓道場		
クラブハウス		
陸上競技場		
スケートボードパー		
2		
I.	I	ı

13

ランニングステーシ	
ョン	

改める。

別表第11の次に次の1表を加える。

別表第12(第5条関係)

ランニングステーション使用料

豆八	全日
区分	9:00~21:00
個人使用	円
(1人当たり)	4 0 0
独占使用	28,000

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合 の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。
- 4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

鴻ノ池運動公園内に、新たに鴻ノ池ランニングステーションを設置することに伴い、所 要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市自転車駐車場条例の一部改正について

奈良市自転車駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例(昭和59年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市高の原第一自転車駐車場の項を削る。

第3条第1号中「及び奈良市高の原第一自転車駐車場」を削る。

別表の1の表中「、奈良市高の原第一自転車駐車場」を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

施設の老朽化及び施設運営の効率化のため、高の原第一自転車駐車場を廃止しようとするものである。

奈良市営住宅条例等の一部改正について

奈良市営住宅条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例

(奈良市営住宅条例の一部改正)

第1条 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第51条」に、「第51条」を「第52条」に改める。

第6条第1項第1号ク(ア)中「又は配偶者暴力防止等法」を「、配偶者暴力防止等法」 に改める。

第7章中第51条を第52条とする。

第6章中第50条を第51条とし、第49条の次に次の1条を加える。

(指定管理者)

- 第50条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる市営 住宅及び共同施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者に行わせることが できる。
 - (1) 市営住宅の入居者の募集に関すること。
 - (2) 市営住宅の家賃の徴収に関すること。
 - (3) 市営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。
 - (4) 市営住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。
 - (5) 前2号に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理に関するもののうち市 長が定めるもの

(奈良市改良住宅条例及び奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「及び第51条」を「、第50条及び第52条」に改め

る。

- (1) 奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号)第5条第1項
- (2) 奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)第6条第1項 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市営住宅等の管理について、指定管理者制度の導入ができるよう、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加え、同項第4号を削り 、同条第2項を次のように改める。

2 外来患者の診療の受付時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時30分から 午前11時30分までとする。ただし、指定管理者は、指定管理者が別に定める診療科 について、午後1時30分から午後4時までについても外来患者の診療の受付時間とす ることができる。

附則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

(提案理由)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、市立奈良病院において、救急患者を除く外来患者の休診日に土曜日を加えようとするものである。

財産の処分について

次に掲げる財産を処分するものとする。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

名 称	種類	数量
貴金属	金地金	1, 393.2g
	銀	5, 317.4g
	プラチナ	27.2g
	パラジウム	1, 649.1g

- 2. 譲渡価格 24, 365, 079円
- 3. 契約の相手方 兵庫県佐用郡佐用町佐用2848番地2 株式会社 碧木商店 代表取締役 碧木 栄基

工事請負契約の締結について

橋梁長寿命化修繕・耐震補強工事(西部第1141号線(無名橋024)他)について、 次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更 することができる。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 契約の目的 橋梁長寿命化修繕・耐震補強工事 (西部第1141号線(無名橋024)他)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 372,900,000円
- 4 契約の相手方 兵庫県神戸市東灘区深江浜町14番地4 関西化工建設株式会社 代表取締役 土橋 俊之

橋梁長寿命化修繕・耐震補強工事 (西部第1141号線(無名橋024)他)の概要

1. 工事場所 奈良市中町地内	小他
-----------------	----

_		1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
2	工事規模	橋梁長寿命化修繕・	計學活法工事
/ i .	1.71 /2.75		

(無名橋024) 橋長 L=45.5 m

(1号跨道橋) 橋長 L=38.1m

(3号跨道橋) 橋長 L=35.2 m

工場製作工 一式

工場製品輸送工 一式

舗装工 一式

区画線工 一式

橋梁付属物工 一式

橋梁補修工 一式

橋梁耐震補強工 一式

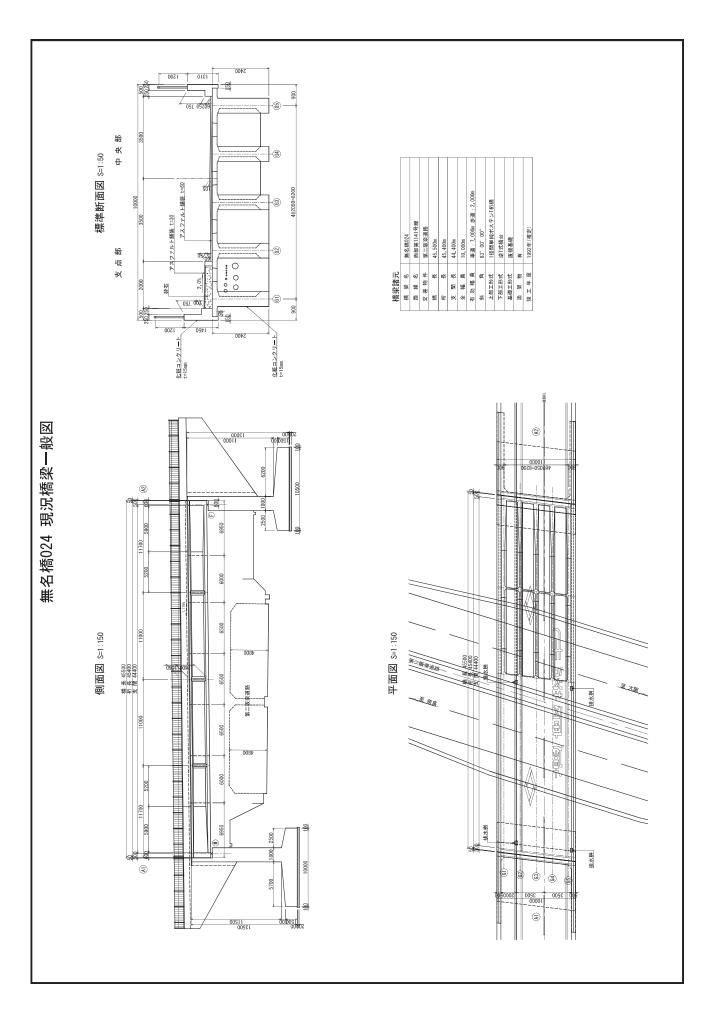
仮設工 一式

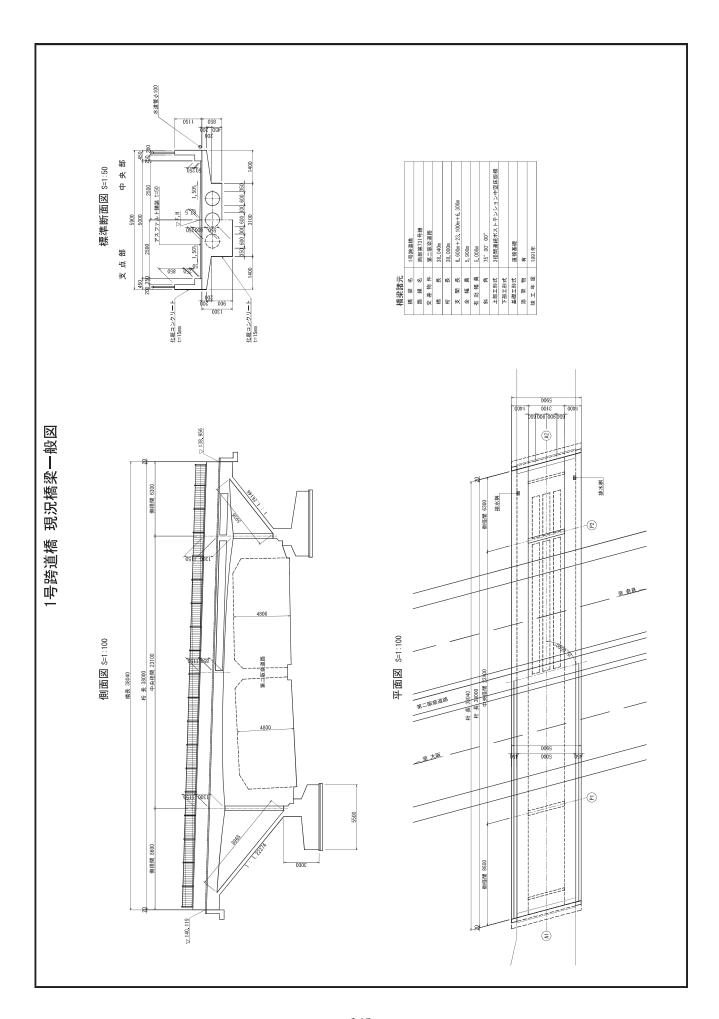
3. 工 期 契約の日から令和7年3月31日まで

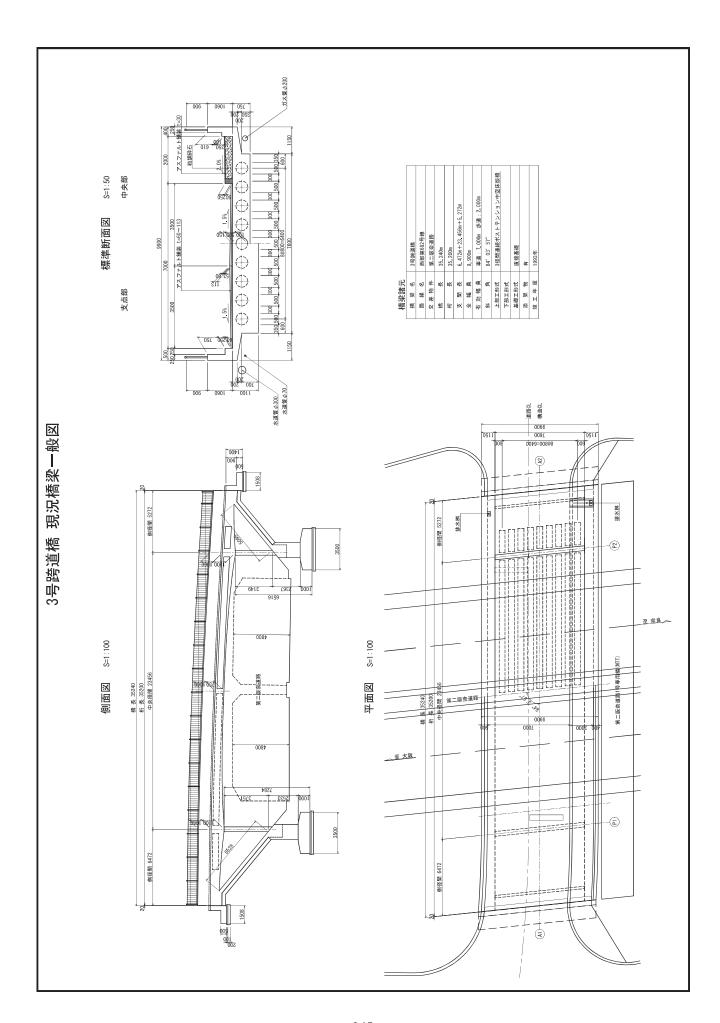
中

 $\boxed{\times}$

膕







工事請負契約の締結について

JR奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更 することができる。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

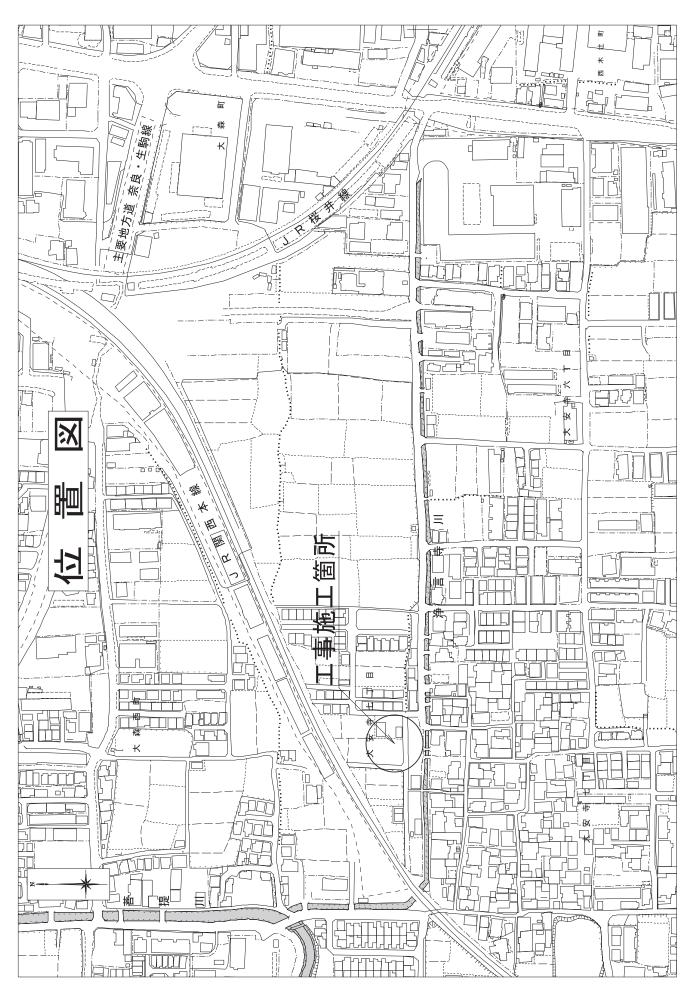
- 1 契約の目的 「R奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 288.872.100円

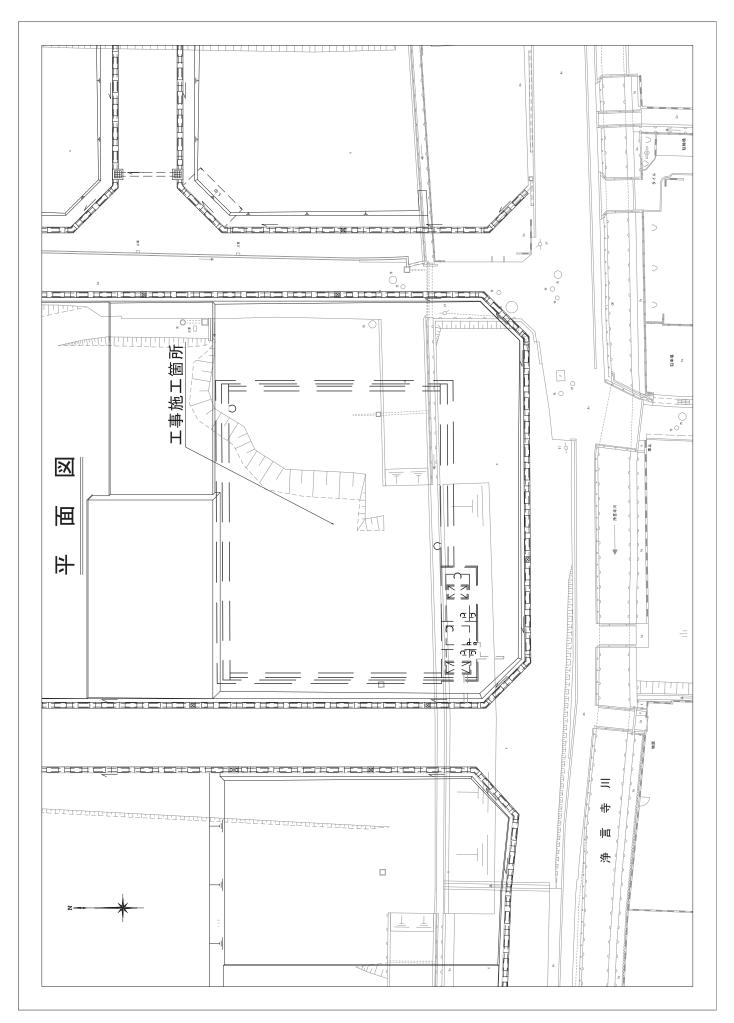
代表取締役 森本 勝斗

森本工業株式会社

JR奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造工事の概要

- 1. 工事場所 奈良市大安寺七丁目地内
- 2. 工事規模 雨水調整池築造工 一式
- 3. 工 期 契約の日から令和8年3月31日まで





地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市東寺林町38番地 奈良市ならまちセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならまちセンター条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市高畑町600番地の1 入江泰吉記念奈良市写真美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関すること。
 - (4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (5) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市水門町49番地の2 入江泰吉旧居

令和5年11月30日提出

- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市入江泰吉旧居条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 入江泰吉旧居の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市鳴川町32番地の1 奈良市音声館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 東京都豊島区西巣鴨3丁目20番地の1 大正大学地域連携教育推進協議会 学校法人大正大学 理事長 岡本 官丈
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市普声館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市音声館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市音声館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市南京終町201番地の12 奈良市済美地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称

済美地区自治連合会

- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市済美地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市済美地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市丹生町847番地 奈良市柳生地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市柳生地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市柳生地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市中山町西二丁目1012番地の1 奈良市とみの里地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市とみの里地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市とみの里地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市右京三丁目18番地 奈良市右京地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市右京地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市右京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市田中町342番地の1 奈良市帯解地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称

田中町自治会

- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市帯解地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市帯解地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市朱雀二丁目12番地 奈良市朱雀地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市古市町99番地の1 奈良市東市地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市東市地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市東市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市左京五丁目4番地の1 奈良市左京地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市左京地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市左京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市百楽園四丁目1番20-5号 奈良市青和地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市青和地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市青和地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市法蓮町391番地の4 奈良市佐保川地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市西九条町二丁目2番地の44 奈良市辰市地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称

辰市地区自治連合会

- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市辰市地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市辰市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市月ヶ瀬月瀬356番地の2 奈良市月瀬地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市西大寺東町一丁目1番15号 奈良市西大寺北地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市佐保台二丁目902番地の239 奈良市佐保台地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市佐保台地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市佐保台地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市四条大路五丁目2番45号 奈良市都跡地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市都跡地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市都跡地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市四条大路南町1番22号 奈良市大安寺西地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称

大安寺西地区自治連合会

- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市大安寺西地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市大安寺西地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市須川町776番地 奈良市東里地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市東里地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市東里地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市法蓮町291番地の3 奈良市佐保地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市佐保地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市佐保地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市菅原東一丁目21番21号 奈良市伏見地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市伏見地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市伏見地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市北永井町508番地の2 奈良市明治地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市明治地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市明治地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市三条宮前町7番1号なら100年会館

令和5年11月30日提出

- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) なら100年会館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) なら100年会館(駐車場を除く。)の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) なら100年会館(駐車場を除く。)の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市三条宮前町7番1号 なら100年会館駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地 日本パーキング株式会社 代表取締役 玉井 克彦
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関すること。
 - (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市学園南三丁目1番5号 奈良市西部会館市民ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市杉ヶ町23番地 公益財団法人奈良市生涯学習財団 理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市西部会館市民ホール条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

- 指定管理者を指定する公の施設 奈良市二条大路南一丁目3番1号 奈良市美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市右京一丁目1番地の4 奈良市北部会館市民文化ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 会長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市北部会館条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名 称	所 在 地
野球場	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2851番地
体育館	奈良市西部生涯スポーツセンター 体育館	奈良市中町4860番地
屋外プール	奈良市青山プール	奈良市青山三丁目2番地
屋内プール	奈良市西部生涯スポーツセンター 屋内温水プール	奈良市中町4860番地
庭球場	奈良市黒谷コート	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
	奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目902番地 の374
	奈良市西部生涯スポーツセンター コート	奈良市丸山一丁目905番地
球技場	奈良市黒谷球技場	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町1367番地
	奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目1761 番地の2
	奈良市西部生涯スポーツセンター 球技場	奈良市丸山一丁目905番地

ゲートボール場	奈良市西部生涯スポーツセンター ゲートボール場	奈良市丸山一丁目1079番地 の238
クラブハウス	奈良市西部生涯スポーツセンター クラブハウス	奈良市丸山一丁目1079番地 の238

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

- 指定管理者を指定する公の施設 奈良市都祁白石町1161番地 奈良市都祁体育館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種 別	名称	所 在 地
庭球場	奈良市都祁生涯スポーツセンター コート	奈良市都祁馬場町846番地の5
球技場	奈良市都祁生涯スポーツセンター 球技場	奈良市都祁馬場町846番地の5
多目的コート	奈良市都祁生涯スポーツセンター 多目的コート	奈良市都祁馬場町846番地の5
クラブハウス	奈良市都祁生涯スポーツセンター クラブハウス	奈良市都祁馬場町846番地の5

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市阪原町25番地の1 奈良市青少年野外活動センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称奈良市阪原町1725番地特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構理事長 上中 信幸
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市青少年野外活動センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市青少年野外活動センターの利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 奈良市青少年野外活動センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

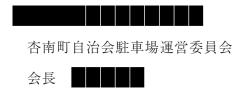
- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市三条本町8番1号 奈良市営JR奈良駅第1駐車場 奈良市三条本町18番地の1 奈良市営JR奈良駅第2駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地 日本パーキング株式会社 代表取締役 玉井 克彦
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関すること。
 - (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市学園南三丁目1番5号 奈良市営西部会館駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市三条本町8番1号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市営西部会館駐車場の供用に関すること。
 - (2) 奈良市営西部会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市杏町144番地 奈良市杏南第一駐車場 奈良市杏町79番地の1 奈良市杏南第二駐車場 奈良市杏町109番地 奈良市杏南第三駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称

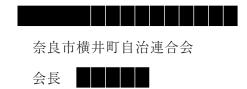


- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関すること。
 - (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市横井一丁目114番地の1 奈良市横井第二駐車場 奈良市横井一丁目625番地の4 奈良市横井一丁目712番地の1 奈良市横井一丁目712番地の1 奈良市横井一丁目620番地の3 奈良市横井一丁目620番地の3 奈良市横井一丁目637番地の5 奈良市横井一丁目637番地の5 奈良市横井一丁目637番地の5
- 2 指定管理者の所在地及び名称



3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関すること。
 - (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市八条一丁目792番地の4 奈良市八条第一駐車場 奈良市八条一丁目781番地の1 奈良市八条第二駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称

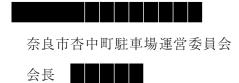


会長

- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関すること。
 - (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

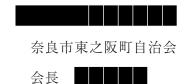
- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市杏町275番地の4 奈良市杏中第一駐車場 奈良市杏町277番地の1 奈良市杏中第二駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関すること。
 - (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市川上町411番地の1 奈良市東之阪駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称



- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関すること。
 - (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市元興寺町44番地 奈良市ならまち格子の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市中新屋町2番地の1 奈良町にぎわいの家管理共同体 公益社団法人奈良まちづくりセンター 理事長 藤野 正文
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならまち格子の家条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関すること。
 - (3) 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市都祁農畜産物処理加工施設	奈良市針ヶ別所町1025番地
奈良市都祁農林水産物処理加工施設	奈良市針ヶ別所町1025番地

2 指定管理者の所在地及び名称奈良市針ヶ別所町670番地の1一般社団法人針ヶ別所未来開発代表理事 木村 好成

3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の利用届 の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市生涯学習センター	奈良市杉ケ町23番地
奈良市立中部公民館	奈良市上三条町23番地の4
奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市立南部公民館	奈良市山町27番地の1
奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目313番地の3
奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町1078番地の1
奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目9番地
奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町340番地
奈良市立若草公民館	奈良市川上町575番地
奈良市立登美ケ丘公民館	奈良市中登美ケ丘三丁目4162番地の81 ・1994番地の10
奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町3633番地
奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目86番地の1
奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町3684番地
奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目3番43-2号
奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目25番地
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町二丁目13番4号
奈良市立富雄南公民館	奈良市中町501番地の3

奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町1468番地
奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町984番地
奈良市立都跡公民館	奈良市五条町204番地の1
奈良市立登美ケ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目921番地の1
奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目 9 番地の 1
奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山2815番地
奈良市立都祁公民館	奈良市針町2191番地

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地 公益財団法人奈良市生涯学習財団 理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 公民館の事業の実施に関すること。
- (2) 公民館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 公民館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。 令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市奈良阪町1731番地 奈良市黒髪山キャンプフィールド
- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会

会長

- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市議案第186号

南山城村道路線認定に伴う承諾について

次の南山城村道路線認定につき承諾いたしたいので、道路法(昭和27年法律第180 号)第8条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 路 線 名 南山城村道法ヶ平尾立石線

2. 起終点 起点:京都府相楽郡南山城村大字高尾小字三升7-6番 地先

終点:奈良市邑地町2250番2 地先

延長: 2, 561.5 m

幅員: 4. 0 m ~ 1 3. 2 m

3. 奈良市域の区間 起点:奈良市邑地町2285番1 地先

終点:奈良市邑地町2250番2 地先

延長:337.1m

幅員: 4. 2 m ~ 1 1. 5 m